

第9期

2022年度

社会福祉士通信課程

短期養成コース

入 学 案 内

入学申込受付
2021年11月19日(金)～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
中央福祉学院

本課程の特色

社会福祉士短期養成校の中で受講者数・合格者数は全国1位

受講者は、全国の社会福祉士短期養成校の中で最も多く、前回の第33回社会福祉士国家試験では、短期養成施設の中で最多の180人の合格者が生まれました。

働きながら学ぶ・国家資格取得を目指す

- ・土日を中心にスクーリング
- ・選べる3会場（東京会場・神戸会場・ロフォス）
- ・相談援助業務をしながら確実に学べる（注）
- ・社会福祉主事資格取得（養成機関卒業）後、さらなるステップアップができる

充実した国家試験対策

- ・国家試験に頻出項目の情報提供（メールニュース・オリジナル試験対策資料）
- ・オプションで試験対策講座や模擬試験（複数回）を実施

相談援助に熟知した多彩な講師陣による指導

- ・ソーシャルワーカーとしての力量を磨く、実践事例に基づいた演習内容による学び
- ・演習とレポートを組み合わせ、インプット・アウトプットを繰り返す学習

経済的負担を軽減

- ・専門実践教育訓練給付金制度厚生労働大臣指定講座（受講料の一部について公共職業安定所から支給される制度です。詳細は15ページを参照）
- ・入学選考料免除となる所属長推薦申込制度有り

（注）中央福祉学院では、ソーシャルワーカーの基礎資格が取得できる社会福祉主事資格認定通信課程受講（1年間）後、ソーシャルワーカーとして2年間の相談援助実務経験を経れば、社会福祉士短期養成課程（9か月）に入学・修了することで社会福祉士国家試験受験資格を得ることができます。

重 要

※入学直後の面接授業「導入科目」はZoomを使ったオンライン形式等で実施します。

※本課程は新型コロナウイルス感染状況の動向によっては、スクーリングをオンライン形式に変更する可能性があります。

※オンライン形式に変更する場合、演習をオンデマンド及びZoomで行うことを想定しています。

受講者各自で下記の機器、通信環境の確保等が必要です。ご準備できるかを必ず事前にご確認ください。

（1）パソコン

必ずパソコンをご用意ください。

マイクやカメラが内蔵されていないパソコンの場合は、外付けのマイク・カメラをご用意ください。（タブレット・スマートフォンは演習実施上、支障があり、熱暴走による故障のおそれがあるため不可です。）

（2）通信環境

通信量が非常に多くなります。通信量無制限の定額プランなど、通信量や料金を気にせずに使用できる環境を確保してください。

通信機器とパソコンは有線接続推奨です（無線接続より接続が安定しており、トラブルが少ないため。）

（3）ZoomアプリおよびZoomミーティング操作の事前確認

Zoomアプリをインストールしダウンロードし、Zoomミーティングを問題なく使用できるよう、あらかじめ確認・練習をお済ませください。

社会福祉士になる

ー「ソーシャルワーカーの国家資格を取る」という提案ー

社会福祉士は、福祉の専門職（ソーシャルワーカー）の国家資格です。

社会福祉と関連領域に関する幅広い知見と多面的な視野を持ち、福祉分野（子ども・高齢・障害・低所得など）にいる様々な専門職や多機関などとの調整・協働を推進し、利用者本位の支援をコーディネートする役割を担います。様々な職種の専門性が高度化し資格化する中で、ソーシャルワークの専門職として役割を果たして行くうえで欠かせない資格といえます。

本学院が目指す社会福祉士

本課程の卒業時には

- ソーシャルワークの価値・知識・技術をふまえて実践しようとする人
- 多職種・多機関等の連携による協働実践を推進・展開しようとする人
- 地域共生社会づくりのための相談支援・参加支援・組織化（地域づくり）を展開しようとする人
- マクロな視点（調査、地域資源の調整・提言開発、地域福祉計画策定など）を持っている人

になっていただくこと、そして社会福祉士資格（国家資格）取得をしていただけることを目標にしています。そのため、著名な講師陣による通信指導や面接授業を提供するとともに、国家試験対策にもしっかり取り組みます

本学院が求めるソーシャルワーカー

こうした目標を実現するため、本課程では入学に当たっては下記のような意識を持った方の入学をお待ちしています。

- 時代の変化に対応し、よりよいソーシャルワーク実践を実現したいと思う人
- 利用者本位の多職種・多機関等との協働実践をすすめたいと考えている人
- 地域やコミュニティでのケアや支えあいを促進したいと考えている人
- 積極的に交流し、研鑽し、高めあおうとする熱意のある人
- 他者を尊重し、柔軟な姿勢のある人

社会福祉主事任用資格を持ち、相談援助実務経験が2年以上ある方、
児童福祉司・査察指導員・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・
老人福祉指導主事の実務経験が4年以上ある方の

入学をお待ちしています

出願から合格までの流れ

出願
選考

1月～

推薦申込

- チェックリスト表
- 入学申込書
- 卒業証明書や実務経験申告書等
- 実習小論文(実習要履修者のみ)
- 推薦状

※入学要件により、必要な書類が異なりますので、詳しくはP.46をご覧ください。

一般申込

- チェックリスト表
- 入学申込書
- 卒業証明書や実務経験申告書等
- 実習小論文(実習要履修者のみ)
- 小論文
- 入学選考料(5,100円)の振替払込
請求書兼受領証

※入学要件により、必要な書類が異なりますので、詳しくはP.46をご覧ください。

1月～
3月20日

授業料の納入

4月5日

教材発送

入学
学習開始

4月～

相談援助演習等の学習・国家試験受験勉強

卒業

1月15日

卒業証書交付

受験

2月

2月に社会福祉士国家試験受験

(前年9月～10月ごろ受験申込)

合格・社会福祉士登録

も く じ

1. 2022年度社会福祉士通信課程受講者募集概要	4
2. 学習内容について	8
3. 専門実践教育訓練給付制度について	15
4. 受講資格要件および入学申込手続き（詳細目次）	17
① 入学資格について	19
② 実務経験について	21
③ 入学申込手続きについて	46
④ 入学申込書類（番号表、記入例、記入用紙）	51

1. 2022年度社会福祉士通信課程受講者募集概要

1. 目 的

本通信課程は、社会福祉士として必要な専門の学術の理論および応用について、主として通信の方法により教授し、法に定める社会福祉士国家試験の受験資格の付与を行うことを目的とします。

2. 定 員

560名（受講者について地域の制限はありません）

3. 修業期間

2022年4月16日から2023年1月15日まで

9か月間

4. 授業料等（金額はいずれも税込）

入学選考料	5,100円	入学申込時に納入 ただし推薦申込の場合は免除
授 業 料	188,400円	教材費〔テキスト代・15巻分〕を含む
実習指導料	234,300円	「相談援助実習」が必要な方のみ

5. 授業内容

授 業		内 容	修了要件
通信授業		3科目（現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、相談援助の理論と方法）	レポート8本提出・合格
面接授業	講義	導入授業（学習の方法、国家試験受験準備など）	全日程出席 レポート5本提出・合格
	演習	ソーシャルワーク（相談援助）演習	

一旦決定したスクーリングコースは変更できません。

6. 使用教材

テキストとして『社会福祉学習双書2022』（本会発行）等を使用します。教材は入学承認・受講料納入確認後、2022年4月上旬に発送します。

7. 入学選考の区分と出願要件

入学選考は、推薦申込または一般申込の2つの方法により行います。それぞれの出願要件は次のとおりです。

選考区分	出 願 要 件
推薦申込	入学要件を満たし、かつ社会福祉士及び介護福祉士法第7条4号に規定する指定施設（23～45ページに記載されている表等の「施設種類」「職種」）に現在勤務し、所属長等が推薦する方
一般申込	入学要件を満たす方

8. 選考方法

入学希望者については、入学申込書および小論文（推薦申込の場合は推薦状）、実習小論文（実習要履修者のみ）によって選考します。小論文については、小論文課題のみならず、本学院の入学案内の1ページ「社会福祉士になる」をもよく読み作成してください。

なお、入学選考の内容等に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

■入学者選考方法

実習履修の有無	選考区分	選考方法（必要書類）P.46～参照			
		入学申込書 別紙1	推薦状 別紙4	小論文 別紙5	実習小論文 別紙6
実習免除者 〔1年以上の相談援助 実務経験がある方〕	推薦申込	○	○	—	—
	一般申込	○	—	○	—
実習要履修者（※） 〔1年以上の相談援助 実務経験がない方〕	推薦申込	○	○	—	○
	一般申込	○	—	○	○

（※）実習要履修者とは、19ページの「2号」に該当する方のうち、指定施設において相談援助業務に従事したことがない、または従事した期間が1年未満の方。

9. 申込受付期間および選考スケジュール

	募集締切【消印有効】	入学選考結果通知	授業料・実習指導料 納入期限
第1次募集	2022年1月31日	2022年2月15日頃	2022年3月2日〔予定〕
第2次募集	2022年3月15日	2022年3月29日頃	2022年4月7日〔予定〕
募集締切	2022年3月15日（火）（消印有効）		
授業料納入期限	2022年3月25日（金）		

※1 定員に達し次第、申込受付を締め切りますので、募集を行っているかどうか中央福祉学院ホームページ（<http://www.gakuin.gr.jp/>）で確認してください。

※2 入学選考結果は、郵送で出願者全員に通知します。

10. 入学手続き

入学承認者には、入学承認通知とともに入学手続き書類を送付します。授業料および実習指導料（実習要履修者）は、納入期限までに同封の払込用紙により一括納入してください。

なお、授業料および実習指導料の分割納入はできません。また、一度納入いただいた授業料等については、通信課程開始日（2022年4月16日）以後の返金は原則として応じかねますので、あらかじめご了承ください。

11. 個人情報保護方針

入学申込者に関する個人情報は、研修事業関連のみの目的で使用します。その管理は全社協「個人情報の保護に関する方針」（<http://www.shakyo.or.jp/kojin.html>）に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

12. 相談援助実習申し込みにあたっての注意

「相談援助実習」は180時間（およそ4週間）*の社会福祉施設等での現場実習が必要となります。

※「相談援助実習」について、1週あたり6日連続の実習と1日の休みを区切りとし、原則として4週間連続で行います。場合により、3週間＋1週間、2週間＋2週間も可能です。ただし、土日祝日のみや半日の連続、夜勤のみの日程は認められません。

重 要

※入学直後の面接授業「導入科目」はZoomを使ったオンライン形式等で実施します。

※本課程は新型コロナウイルス感染状況の動向によっては、スクーリングをオンライン形式に変更する可能性があります。

※オンライン形式に変更する場合、演習をオンデマンド及びZoomで行うことを想定しています。

受講者各自で下記の機器、通信環境の確保等が必要です。ご準備をお願いします。

(1) パソコン

必ずパソコンをご用意ください。

マイクやカメラが内蔵されていないパソコンの場合は、外付けのマイク・カメラをご用意ください。(タブレット・スマートフォンは演習実施上、支障があり、熱暴走による故障のおそれがあるため不可です。)

(2) 通信環境

通信量が非常に多くなります。通信量無制限の定額プランなど、通信量や料金を気にせずに使用できる環境を確保してください。

通信機器とパソコンは有線接続推奨です(無線接続より接続が安定しており、トラブルが少ないため。)

(3) ZoomアプリおよびZoomミーティング操作の事前確認

Zoomアプリをインストールしダウンロードし、Zoomミーティングを問題なく使用できるよう、あらかじめ確認・練習をお済ませください。

2. 学習内容について

1. 学習スケジュール

(1) 自宅学習、(2) 面接授業（スクーリング）、(3) 相談援助実習（対象者のみ）の3つにより学習を進めます。

(1) 自宅学習 (レポート提出)	通信科目レポート	面接（演習）科目レポート	締切日
	現代社会と福祉1	相談援助演習1	7月15日 (計4本)
	地域福祉の理論と方法1		
	相談援助の理論と方法1		
	現代社会と福祉2	相談援助演習2	8月15日 (計4本)
	地域福祉の理論と方法2		
	相談援助の理論と方法2		
	相談援助の理論と方法3	相談援助演習3	9月15日 (計5本)
	相談援助の理論と方法4	相談援助演習4	
		相談援助演習5	
開講オリエンテーション（導入授業）は、4月16日に開催し、事前資料等の連絡を行う			
(2) 面接授業 (スクーリング)	導入授業（オンライン） 相談援助演習（集合研修計6日間）※		
(3) 相談援助実習 (対象者のみ)	23日以上（180時間以上） ※相談援助実習の対象者は別途5日間の面接授業の出席が必要		
試験対策 (予定)	試験対策講座【有料】（東京、大阪）※ 試験対策直前勉強会【有料】（東京、大阪）※ 全国統一模擬試験【有料】 トライアル模擬試験、試験対策メールニュースの配信、 オリジナル試験対策資料の配布、 合格の秘訣ビデオレターの配信、専用ホームページの開設		

卒業

国家試験

※新型コロナウイルスの感染状況によってはオンライン研修に変更する場合があります。

2. 自宅学習

自宅学習は下記の3点から構成されています。

- テキストによる自己学習
- 通信授業レポート作成
- 面接授業レポート作成

2学期に分かれた学習期間の中で、学期ごとに定められた科目を学習したうえで論述式のレポートを合計13本作成して提出します。

提出されたレポートは、指導講師より添削指導・評価が行われます。

3. 面接授業（スクーリング）

面接授業（スクーリング）は下記2種類あります。

- 導入授業（Zoomを使ったオンライン形式等の面接授業）
- 相談援助演習

（1）導入授業

- i) 日時 2022年4月16日（土）10時～12時
- ii) 内容 オリエンテーション、学習の方法、社会福祉士国家試験対策等
- iii) 方法 Zoomを使ったオンライン形式（※事前にPC、通信環境、接続用メールアドレスの準備をすることが必要です）

（2）相談援助演習

合計6日間（45時間）の面接授業（相談援助実習が必要な方は、さらに5日間の相談援助実習指導があります）。

一旦決定した面接授業の日程・コースを変更することはできません。

以下の日程から、いずれかの1コースを選び、そのコースで2回の面接授業あわせて6日間の出席が必要です。

※コースを変更したり、組み合わせて出席することはできません。

※新型コロナウイルス感染拡大時には、例外的な措置としてオンライン受講に代替する場合がありますことご了承ください。

（1）日程 2022年

コース	1回目	2回目	3回目	日 数
オリエンテーション (導入授業)	4月16日（土） オンライン方式・出席は全員必須です (欠席の場合録画視聴のうえ、レポート提出が必須)。			
葉山A	4月22日（金） ～24（日）	7月16日（土） ～18日（月・祝）		6日間
葉山B	6月3日（金） ～5日（日）	8月5日（金） ～7日（日）		
東京A	5月21日（土） ～22日（日）	6月18日（土） ～19日（日）	7月2日（土） ～3日（日）	
東京B	5月28日（土） ～29日（日）	6月25日（土） ～26日（日）	7月9日（土） ～10日（日）	
神 戸	5月14日（土） ～15日（日）	6月11日（土） ～12日（日）	7月23日（土） ～24日（日）	

◎実習指導は葉山会場のみとなります。(実務経験2年以上の方は免除になります。)

葉山コース	4月25日(月)～27日(水)	11月28日(月)～29日(火)
-------	-----------------	------------------

(2) 会場

葉山コース	〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44 ロフォス湘南
東京コース	〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階
神戸コース	〒651-0085 兵庫県神戸市中央区八幡通4-2-12 カサベラFRⅡビル 三宮研修センター

会場最寄り駅

葉山コース：JR逗子駅よりバス30分

東京コース：東京メトロ 銀座線 虎ノ門駅、丸の内線・千代田線・日比谷線 霞が関駅(徒歩5～8分)

JR山手線・東海道線・横須賀線・京浜東北線 新橋駅(徒歩15分)

神戸コース：JR三ノ宮駅から地下道C5 出口(徒歩5分)

(3) スクーリング時間割

①葉山コース スケジュール(1・2回目共通)

日 時		JR逗子駅発→ 湘南国際村センター行 バス時刻	湘南国際村センター発→ JR逗子駅行 バス時刻
1日目	10:00～19:15	平日 8:35 9:00	平日 19:39
		土曜 8:30 9:30	土曜 19:30
2日目	9:15～19:15	土日 8:30	土日 19:30
3日目	9:15～15:30	土日 8:30	土日 15:45 逗子行
			土日 15:41 汐入行

バス時刻に変更がありましたら受講決定者にメール連絡します

◎長時間のプログラムのため葉山コース希望の方は、交通の便をかんがみ、ロフォス湘南に宿泊されることをお勧めします。

ご参考：ロフォス湘南 1泊朝食付 12,220円 2泊2朝食・3昼食・2夕食(概算) 33,020円

②東京・神戸コース 共通スケジュール(1～3回目共通)

1日目	10:00～18:30	2日目	9:20～17:30
-----	-------------	-----	------------

【注意事項】

- 1 入学申込書の所定欄に、参加希望コースを必ず記入します。
- 2 **6日間の面接授業の日程・コースを変更することはできません。**
(例：1回目と3回目は東京Aコースに出席し、2回目のみ神戸コースに出席する→不可)
- 3 葉山ロフォス湘南では、ご宿泊まで一貫した感染防止対策を行います。
- 4 コース申込状況によっては、第2希望等で調整いただく場合があります。

(4) 相談援助演習授業の内容

あと3年後（2024年）から始まる社会福祉士養成の新カリキュラムを、いち早く前倒して実施します。内容は、ソーシャルワークの価値や倫理、事例を活用した相談援助の実技指導、理論に基づいた援助アプローチ、事例を活用した地域福祉の基盤整備と開発に関する実技指導等となっています。特に、地域福祉の基盤整備と開発に関しては力を入れていきます。

卒業者の声

理解しにくい用語をわかりやすいたとえで教えてくださいました。

考えることが楽しく思えたのが不思議だった。

非常に有意義な時間となりました。明日からの仕事にもこのエネルギーをもって取り組みたい。

地域での社会資源の活用
の重要性、資源の発掘、
コーディネート必要性
を学びました。

知識を得ることができた
のはもちろん仲間を得る
ことができたのがとても
大きな収穫でした。

ソーシャルワークの中で
精神的なダメージや葛藤
をどう解消するか考える
ことができました

理論で学んだことが実践
現場のいろいろな場面で
つながった。福祉分野で
働くことの楽しさ、難し
さを実感できた。

仕事に押されて潰れそうに
なりモチベーションが低下
した時、先生の言葉を聴い
て勇気もらった。

今回のスクーリングを通
し、仲間の存在が「合格
への意欲」や「勉強のモ
チベーション維持」に大
きな役割を果たしている
と実感した。

■受講生参加型の相談援助演習の様子



相談援助演習と一緒に学んだ
メンバーで合格を目指します!!
(2018年度実施)
※2019、2020年度はオンラ
インで実施

4. 相談援助実習

福祉系大学等において基礎科目のみ履修し、2022年4月15日現在で、指定施設における相談援助業務の実務経験を1年以上満たしていない方は、5日間の実習指導スクーリングと相談援助実習（180時間）の履修が必要となります。

5. 科目の合否判定および卒業

科目の合否は、オリエンテーションの出席、学習課題レポートの評価、面接授業（スクーリング）の出席、模擬試験の受験を総合して判定します。全科目に合格された方について、本通信課程の修了を認定し、卒業証書を交付します。

不合格となった科目については、再判定を受けることができます（ただし、別途再判定料の納入が必要）。

また、修了要件を満たせなかった場合については、翌年の修業年限に限り再履修することができます（ただし、別途再履修料の納入が必要）。

答案は、提出期日を過ぎると受領できなくなります。

諸般の事情で提出延期する場合は所定の書面を提出することにより1か月、延期することができます。

6. 復学について

病気等のやむを得ない事情により、本学院の休学の許可を受けた方については、翌年の修業年限に限って、復学し、未履修の科目を履修することができます。

ただし、この場合、既に受講している授業料等とは別に、継続授業料が必要になります。継続授業料は、未履修科目および欠席された面接授業ごとに必要です。

継続受講対象となった時点で教育訓練給付金対象でなくなります。

7. 科目の履修免除について

授業科目のうち、指定科目（社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に基づく社会福祉に関する科目）に該当する科目を大学・短期大学・専門学校等において履修されていても、本学院において当該科目の履修免除は行いません。

また、精神保健福祉士養成施設を卒業している方でも、本学院では科目の履修免除は行いません。

8. 試験対策について

本通信課程の受講者及び卒業生を対象に、「社会福祉士国家試験」の合格に向けて、さまざまな試験対策を行っています。

(1) 開講日オリエンテーション【必修受講】

日時：2022年4月16日（土）10:30～12:00（予定）

受講様式：オンライン形式（ウェビナー受講）

内容：本課程学習の進め方（出席必須・提出必須の科目等の確認）

レポートの書き方

国家試験勉強への取り組み

修了要件：当日出席が必須です。

出席できない場合→録画を視聴し、レポートを提出することが必須となります。

(2) トライアル国家試験模擬試験（必修受験）

提出期限：2022年6月15日（消印有効）

受講様式：在宅受験

（実際の国家試験の時間に合わせて150問に解答→解答用紙郵送）

修了要件：提出期限までの郵送完了

(3) 試験対策動画

試験勉強のすすめ方などを、中央福祉学院教員がわかりやすく解説します。ストレート合格をされた卒業生の生の声も配信します。

試験勉強の参考にし、早めに準備を進めましょう。

アウトプット **模試を受験することの意義**

- 自分の現在の実力・弱点を知ることができる
- 問題を解く際の適切な時間配分ができるようになる
- マークミスが減ることができる（本試験で使用する筆記用具で受験するのがオススメ）

テスト効果（testing effect）

模試を受ける＝学習したことを「思い出す」

永田理香先生の合格GOGO講座より

(4) オリジナル試験対策資料「ここだけは！」

テキストに即して、国家試験に頻出のキーワード等を一問一答形式で出題する資料や制度改正情報をまとめた資料等を随時配布します。

第1章 ソーシャルワークの発展過程の生体性	
問	答
『ソーシャルワーク・ディクショナリー』において、「基礎をベースにした」展開において、ソーシャルワーク・サービスを含む生活場面に展開したり、サービス利用の可能性に関する情報を提供したりする活動と記載されているものは何か	アウトリーチ
問題状況の統合的理解を深めるため、対象の環境をもとめて情報を収集し、最終の援助方法をクライアントとともに、見出していく段階プロセスを何というか	アセスメント。（情報収集だけでは不十分で評価）
バイオエタックの7原則を述べよ	①個別化、②尊重、③他目的の利益優先（クライアントが求めている利益と、他目的の利益とを優先的に考える）、④倫理的責任、⑤自己決定、⑥秘密保持

(5) 試験対策メールニュース

本通信課程の受講者及び卒業生を対象に、メールアドレス登録者に対して、随時、試験対策メールニュースを配信しています。

メールニュースでは、国家試験の過去問や制度動向、試験対策講座や模擬試験の試験対策情報をお伝えします。

(6) 試験対策専用ページの開設

中央福祉学院ホームページに試験対策資料やメールニュースのバックナンバー等をダウンロードできる「専用ページ」を開設します。

(7) 試験対策講座【有料】

国家試験の最新動向を徹底分析した講師による問題演習を中心とした試験対策講座を年2回、実施します。新型コロナウイルス等の感染拡大状況によっては、オンライン受講になる場合があります。

[2022年度予定]

日 程：第1回夏頃（1日間）

第2回秋・冬頃（1日間）

会 場：①東京、②大阪



参加者の声

受験勉強の取り組み方や、試験当日の臨み方について、細かいことでも、具体的なアドバイスのおかげで、非常に効率的に勉強でき、遠回りを避けて合格できた。

自分の勉強では気づかなかった各教科との関連性の見方がわかった。我流の勉強方法での不足事項が解ってストレート合格した。

出題の傾向、受験に対する心構えや注意することなどが聞けたことが良かった。

これだけ大勢の人が、真剣に取り組んでいる姿をみて、自分も頑張らなければと改めて感じられて励みになり、1回めの受験で合格できた。

(8) 全国統一模擬試験【有料】

本通信課程の受講者及び卒業生を対象に、全国統一模擬試験を実施します。模擬試験を通じて、苦手科目を把握し、試験本番までの試験勉強の巻き返しを図ります。新型コロナウイルス等の感染拡大状況によっては、在宅受験のみの実施となる場合があります。

有料プログラムですが、一発合格には不可欠といえる重要な模試です。

■2022年度予定

日 程：11月

会 場：3会場から選択 ①東京会場、②大阪会場、③在宅受験

3. 専門実践教育訓練給付制度について

1. 制度の概要

教育訓練給付金は、雇用保険の一般被保険者または一般被保険者であった方が、厚生労働大臣の指定した教育訓練を受けた場合、その受講のために支払った費用の一部に相当する額が国から支給されるものです。

本課程卒業後、受講費用（授業料・実習指導料）の50%がご自身の申請により返還されます（開講6か月後に25%、卒業後に25%）。

さらに2023年2月の国家試験に合格し、社会福祉士登録し、資格取得・登録した場合（一発合格）、教育訓練経費の20%の返還を申請できます。合計70%となります。

☆受給資格の有無について詳細は、必ずハローワークでご確認ください。

2. 制度の詳細を調べる

専門実践教育訓練給付制度のホームページを参照してください。

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>人材開発>教育訓練給付制度

https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material/_localhost/doc/senmonkyouiku_kyufu.pdf

「平成30年1月から専門実践教育訓練給付金が拡充」のホームページも併せて参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000177962.pdf>

3. 対象となる方・金額

- 1) 2022年3月15日（本課程開講1か月前）までに、受講者本人の住所を管轄するハローワークで事前申請を行った方
（事前申請にはキャリアコンサルティングなどで時間がかかるため早めに手続きします。）
- 2) 2022年4月16日（本課程開講日）に、雇用保険の被保険者であり、（または、被保険者ではない方のうち、離職日翌日以降1年以内である方）、かつ支給要件期間が3年以上（初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする人は2年以上）ある方
- 3) 受講決定後、領収書の原本を送金報告書に貼付して中央福祉学院に郵送した方
- 4) 受講費用を職場等、本人以外が負担していない方
（職場より一部金額を助成を受けている場合は、受講決定後、その旨を中央福祉学院に送金報告書にて提出する方）
- 5) 本課程が定める期日までに必要な面接授業に全日程出席し、学習答案を提出している方
（未修了・未提出があり、第10期への継続受講対象となった場合は、支給対象から外れます。）

4. 対象となる金額

授業料188,400円および実習指導料234,300円に限られます。

スクーリング出席にかかる旅費・食費・試験勉強のための参考書代等は含まれません。

5. 開講1か月前までに事前申請をハローワークで行う

受講生本人が、本通信課程の開講1か月前（2022年3月15日まで）に、受講生本人の住所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で事前申請を行うことが必須です。

なお、給付は10月16日以降に、本学院が提出する資料を、再度ハローワークに持ち込み申請します。さらに卒業時に再度申請して計50%が支給されます。

教育訓練経費		通常修了者				通常修了者かつ 第35回試験合格者		+	=	給付総額 70% 自己負担 30%
		給付額			実質自己負担	給付額	実質自己負担			
		6か月後 25%	9か月 修了時 25%	給付合計 50%						
実習免除者 (実務経験有)	188,400	47,100	47,100	94,200	94,200 ^(円)	37,680	56,520 ^(円)			

4. 受講資格要件および入学申込手続き（詳細目次）

1 入学資格について

1. 社会福祉士の資格要件 19～20
2. 基礎科目とは 20

2 実務経験について

1. 施設・職種コード（職種の兼務について） 21
2. 実務経験の書類について 21
3. 実務経験証明書注意事項 22
4. 実務経験施設・職種コード表（実務経験証明書記載用）(P.36～45は関係法令)… 23～45

3 入学申込手続きについて

1. 入学資格と必要な証明書書類一覧 46
2. （説明）入学申込書（別紙1） 47
3. （説明）社会福祉主事養成機関の修了証明書 47
4. （説明）出身大学・短期大学等の卒業（見込）証明書 48
5. （説明）基礎科目履修証明書 48
6. （説明）「実務経験（見込）申告書」（別紙2）／「実務経験（見込）証明書（個票）」（別紙3） 48
7. （説明）所属長推薦状（別紙4） 49
8. （説明）小論文（別紙5） 50
9. （説明）実習小論文（別紙6） 50
10. （説明）入学選考料 50

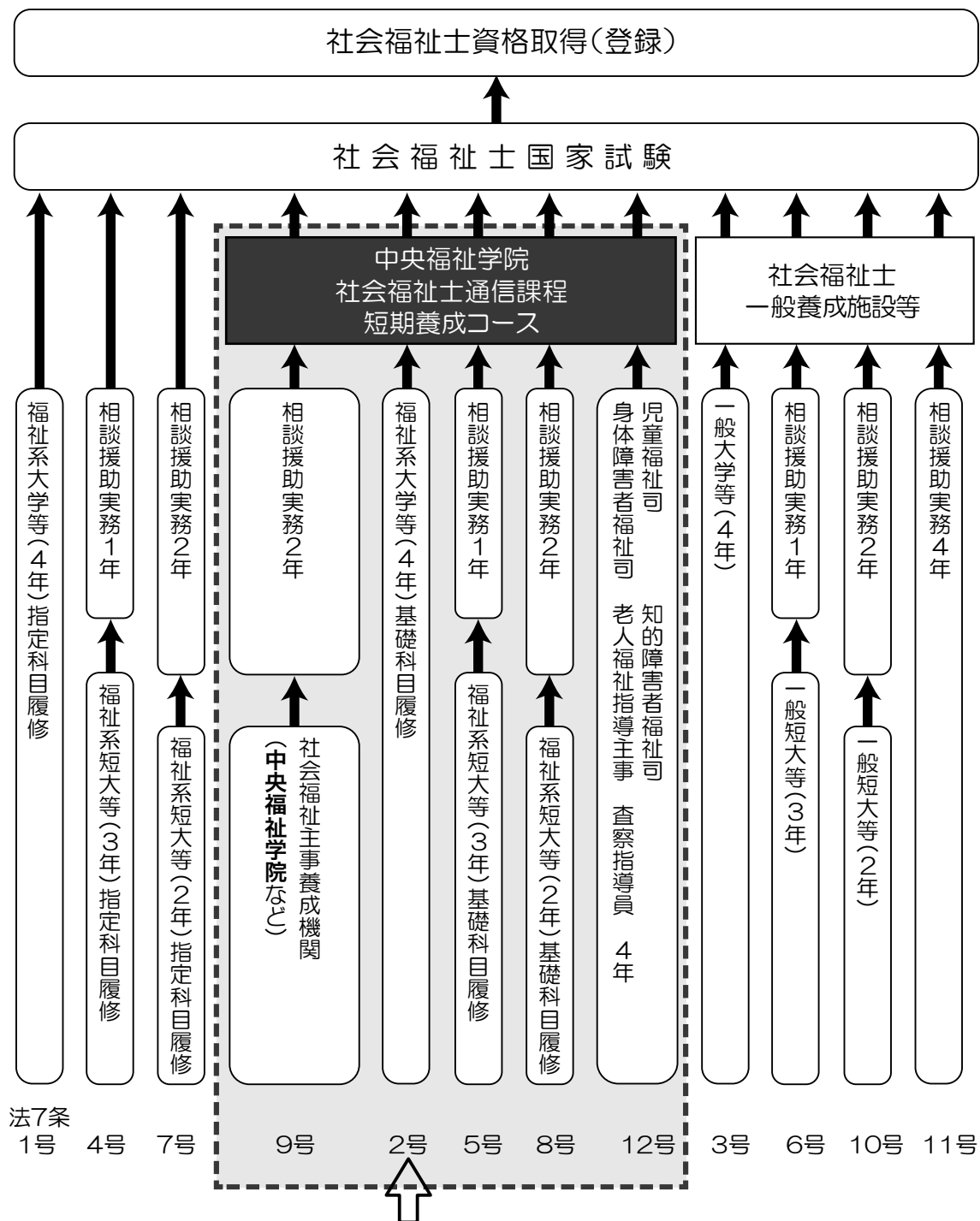
4 入学申込書類（番号表、記入例、記入用紙）

1. 法人区分番号一覧 51
2. 勤務先種別番号一覧 51
3. 受講者職種番号一覧 52
4. 取得資格番号一覧 52
- 【記入見本】別紙1 入学申込書 53・54
- 【記入見本】別紙2 実務経験（見込）申告書 55
- 【記入見本】別紙3 「施設・機関職員用」実務経験（見込）証明書 56
（社協運営のデイサービス勤務の場合は56ページの記入見本を参照）
- 【記入見本】別紙3 「市区町村社協職員用」実務経験（見込）証明書 57
- 【記入見本】別紙3-2 非常勤就労時間証明書（非常勤の場合） 58
- 【記入見本】別紙3-2 主たる業務：福祉に関する相談援助の業務証明書（兼務職の場合） 59
- 【記入見本】別紙4 所属長推薦状 60
- 《全員必須》提出前のチェックリスト表 61
- 《全員必須》受講準備チェックリスト 62
- 《全員必須》中央福祉学院あて申込書送付用封筒表紙 63

《全員必須》別紙 1 入学申込書 1 枚目	64
《全員必須》別紙 1 入学申込書 2 枚目	65
《全員必須》別紙 2 実務経験（見込）申告書	66
《選択必須》別紙 3 「施設・機関職員用」実務経験（見込）証明書.....	67
《選択必須》別紙 3 「医療機関職員用」実務経験（見込）証明書.....	68
《選択必須》別紙 3 「市区町村社会福祉協議会職員用」実務経験（見込）証明書.....	69
《非常勤必須》別紙 3-2 非常勤就労時間証明	70
《兼務職必須》別紙 3-3 主たる業務：福祉に関する相談援助の業務証明	71
《選択必須》別紙 4 所属長推薦状	72
《選択必須》別紙 5 小論文課題と用紙	73
《選択必須》別紙 6 実習小論文課題と用紙	75

1 入学資格について

1. 社会福祉士の資格要件



※短期養成コースにおいては、「2号」に該当する方のうち指定施設において相談援助業務に従事したことがない、または従事した期間が1年未満の方は実習の履習が必要となります。

【短期養成施設とは】

法第7条第2号、同第5号、同第8号、同第9号、同第12号の定めによる、厚生労働大臣が指定した6月以上の課程の社会福祉士養成施設をいい、その課程の卒業者には社会福祉士国家試験の受験資格が与えられます。

社会福祉士の資格を取得するためには、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要です。ただし国家試験を受験するためには、法令にもとづき上表のいずれかの条件を満たしていなければなりません。

入学資格は、次のいずれかに該当する方です。

①社会福祉主事養成機関修了後、指定施設において相談援助業務に2年以上従事した方

※「社会福祉主事養成機関」には、中央福祉学院の社会福祉主事資格認定通信課程も含まれます。

※社会福祉主事養成機関修了前の指定施設における相談援助業務は、実務経験に含まれません。

※社会福祉主事養成機関には、大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した、いわゆる「3科目主事」はこれに該当しません。

※社会福祉主事養成機関には、都道府県等の「社会福祉主事講習会」は含まれません。

②福祉系大学等（4年）において基礎科目を修めて卒業した方

③福祉系短大等（3年）において基礎科目履修後、指定施設において相談援助業務に1年以上従事した方

④福祉系短大等（2年）において基礎科目履修後、指定施設において相談援助業務に2年以上従事した方

⑤福祉事務所の査察指導員等の実務経験が4年以上ある方

（注）福祉系大学等や基礎科目及び相談援助業務の内容については、23～45ページもしくは公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ（<http://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>）で確認してください。

※通常の福祉施設における相談援助業務の実務経験が4年以上あっても、短期養成施設には入学できません。一般養成施設の対象となります。

2. 基礎科目とは

■基礎科目（平成21年4月1日以降）

【社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号）】

1	人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
2	社会調査の基礎
3	相談援助の基盤と専門職
4	福祉行政と福祉計画
5	福祉サービスの組織と経営
6	社会保障
7	高齢者に対する支援と介護保険制度
8	障害者に対する支援と障害者自立支援制度
9	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
10	低所得者に対する支援と生活保護制度
11	保健医療サービス
12	就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目

■従前の基礎科目（平成21年3月31日以前）

【社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目（昭和62年12月厚生省告示第201号）】

1	社会福祉原論
2	老人福祉論
3	障害者福祉論
4	児童福祉論
5	社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち1科目
6	心理学、社会学、法学のうち1科目

2 実務経験について

実務経験の対象となる施設・事業、職種は「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日付社席第 29 号）」厚生省社会局長、児童家庭局長通知により定められています。

これらの施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に一定期間従事した方は、本学院（社会福祉士短期養成施設）の入学要件・実習免除要件に関わる実務経験を有するものと認められます。

1. 施設・職種コード（職種の兼務について）

次の施設・事業において、福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。（次表の施設種類欄内の番号は、通知の事項番号です。）

実務経験証明書の「施設（事業）等種類」、「職種」及び「施設・職種コード」欄には、次のうち該当する「施設種類」、「職種」及び「施設・職種コード」を記入してください。

※ 施設・職種ごとの要件の詳細については、通知（36～45ページ）の該当箇所を必ず確認してください。

※ 記入要領は、48・49ページ参照。

職種の兼務について

福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が対象となります。

実務経験証明書の「職種」及び「施設・職種コード」欄の記入については、以下のようになります。

例）指定通所介護を行う施設の「生活相談員兼介護職員」の場合、

「職種」欄は、必ず「生活相談員兼介護職員」と記入してください。

「施設・職種コード」欄は、[2011] のように、主たる業務である職種のコードを記入してください。

2. 実務経験の書類について

(1) 「実務経験（見込）申告書」「実務経験（見込）証明書」

様式名	様式掲載ページ	記入見本	注意点
申告書様式	65 ページ	55 ページ	22・48～49 ページ
実務経験証明書 施設・機関職員用	67 ページ	56 ページ	
実務経験証明書 医療機関職員用	68 ページ	56 ページに準じる	
実務経験証明書 市区町村社協職員用	69 ページ	57 ページ	

(2) 証明期間が非常勤であった場合の必要書類

様式名	様式掲載ページ	記入見本	注意点
「非常勤 就労時間証明書」	70 ページ	58 ページ	49 ページ参照

(3) 証明期間が兼務職であった場合の必要書類

様式名	様式掲載頁	記入見本	注意点
「主たる業務：福祉に関する 相談援助の業務 証明書」	71 ページ	59 ページ	49 ページ参照

3. 実務経験証明書注意事項

- 証明書等は受講者が社会福祉士国家資格を取得した後も、本学院で公文書として保存する書類です。また、受講者の職種内容について虚偽または不正の疑いがあり、厚生労働省等の関係機関から請求があった場合は、本学院に報告義務が課せられています。
- 受講中に書類の内容に虚偽または不正が判明した場合は、受講決定を取消し、それまでの履修科目・スクーリングの出席履修状況はすべて無効となります。受講料は返却しません（48ページ項目6参照）。
- 本学院卒業後、または社会福祉士国家資格取得後において、書類の内容に虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第32条第1項第2号の定めにより、社会福祉士資格登録の取消処分を受けますので、実務経験の申告及び証明については、くれぐれも正確に記載するように注意してください。
- 証明できる期間は、**社会福祉主事通信課程を修了した翌日以降の日**にちです。主事通信課程受講前・受講中の期間はカウントされません。
- **2年間の実務経験が複数の種別・勤務先にかかる場合は、証明書をコピーしてください。**
例：同一法人内の特養ホームと指定通所介護で1年間ずつの実務経験証明は2枚。
（1事業所1枚、1種別1枚ずつ。）
- 社会福祉協議会が通所介護や障害者支援施設を運営している場合は、69ページの「社協職員用」でなく、67ページの「施設・機関職員用」の証明書を使用してください。

次ページ以降の4桁のコード表は、実務経験証明書に記載するコードです。
申込書（16 勤務先種別）に記入する番号表1～4（51～52ページ）とは異なりますので、
記載を誤らないよう、ご注意ください。

4. 実務経験施設・職種コード表（実務経験証明書記載用）

児 童 分 野		施設・職種 コード
施 設 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	児童相談所	児童福祉司 1361
		受付相談員 1362
		相談員 1363
		電話相談員 1364
		児童心理司、心理判定員 1365
		児童指導員 1366
	1-(2) 保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員 1371
		少年指導員（少年を指導する職員） 1372
		個別対応職員 1373
	児童養護施設	児童指導員 1381
		保育士 1382
		個別対応職員 1383
		家庭支援専門相談員 1384
		職業指導員 1385
		里親支援専門相談員 1386
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	★児童指導員（※2） 1561
		★保育士（※3） 1562
		心理指導担当職員 1563
		児童発達支援管理責任者 1564
	知的障害児施設 〔知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）〕	★児童指導員（※2） 1391
		★保育士（※3） 1392
	知的障害児通園施設	★児童指導員（※2） 1401
		★保育士（※3） 1402
	盲ろうあ児施設 〔盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設〕	★児童指導員（※2） 1411
		★保育士（※3） 1412
	肢体不自由児施設 〔肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設〕	★児童指導員（※2） 1421
		★保育士（※3） 1422
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員 1431
		保育士 1432
		個別対応職員 1433
		家庭支援専門相談員 1434
	重症心身障害児施設	★児童指導員（※2） 1441
		★保育士（※3） 1442
		心理指導員（心理指導を担当する職員） 1443
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 1451
		児童生活支援員 1452
		個別対応職員 1453
		家庭支援専門相談員 1454
		職業指導員 1455
	児童家庭支援センター	相談員 （児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員） 1461
	〔児童発達支援センターを除く〕 障害児通所支援事業 児童発達支援事業を行う施設	★指導員（※1） 1571
		★児童指導員（※2） 1572
		★保育士（※3） 1573
		児童発達支援管理責任者 1574
		★障害福祉サービス経験者（※4） 1575
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る） 1576

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	医療型児童発達支援事業を行う施設 1-(9)	★児童指導員（※2） 1572
		★保育士（※3） 1573	
		児童発達支援管理責任者 1574	
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る） 1576	
		放課後等デイサービス事業を行う施設 1-(9)	★指導員（※1） 1571
		★児童指導員（※2） 1572	
		★保育士（※3） 1573	
		児童発達支援管理責任者 1574	
		★障害福祉サービス経験者（※4） 1575	
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る） 1576	
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 1-(9)	★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る） 1577
		児童発達支援管理責任者 1574	
		保育所等訪問支援事業を行う施設 1-(9)	★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る） 1577
		児童発達支援管理責任者 1574	
		障害児相談支援事業 1-(10)	相談支援専門員 1581
	乳児院 2-(2)	児童指導員 2511	
		保育士 2512	
		個別対応職員 2513	
		家庭支援専門相談員 2514	
		里親支援専門相談員 2515	
	指定発達支援医療機関 （肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの） 2-(13)	★児童指導員（※2） 2451	
		★保育士（※3） 2452	
	児童自立生活援助事業を行っている施設 2-(21)	相談援助業務を行っている指導員 2531	
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設 2-(24)	相談援助業務を行っている職員 2561	
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所 2-(82)	小児慢性特定疾病児童等自立支援員 5081	

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
そ の 他	利用者支援事業を行っている施設 2-(25)	相談援助業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業(障害児通園事業) 2-(12)	相談援助業務を行っている職員(相談員)	2291
	支地 援域 事生 業活 障害児等療育支援事業を行っている 施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター 2-(20)	相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助 事業、夜間養護等事業) 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 及び保育所等において実施する事業〕 2-(22)	相談援助業務を行っている職員	2541
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている 施設 2-(28)	★児童指導員(※2)	2581
		★保育士(※3)	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に 基づく教育機関 2-(72)	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点 2-(75)	相談援助業務を行っている職員	5091
	子育て世代包括支援センター 2-(76)	相談援助業務を行っている職員	5101
	「医療的ケア児等とその家族への支援」を 行っている事業所 2-(83)	医療的ケア児等コーディネーター	5111
注意事項 (※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。 ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介 護 保 険 法	介護 保険 施設	指定介護老人福祉施設 1-(22)	生活相談員 1011
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012
		支援相談員	1021
		相談指導員	1023
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
		介護医療院 1-(22)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1611
	地域包括支援センター 1-(23)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031
		包括的支援事業に係る業務を行う職員 (※5) (保健師、主任介護支援専門員等)	1041
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む) 2-(4)	生活相談員	2221
		計画作成担当者	2222
	指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設 (※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む) 2-(41)、2-(45)	生活相談員	2011
		生活指導員	2012
	指定短期入所生活介護を行う施設 (基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む) 2-(41)	生活相談員	2051
		生活指導員	2052
	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(42)	支援相談員	2091
	指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(42)	支援相談員	2111
	指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 2-(43)	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2-(44)	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む) 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む) 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171
	指定複合型サービスを行う施設 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設 2-(47)	生活相談員	2191
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所 2-(48)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所 2-(49)	担当職員	2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2-(49)	担当職員	2911
注意事項 (※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。 (※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。			

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
老人福祉法	養護老人ホーム 1-(20)	生活相談員	1051
		生活指導員	1052
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1-(20)	生活相談員	1061
		生活指導員	1062
	軽費老人ホーム 〔都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム（A型、B型）、 ケアハウスを含む〕 1-(20)	生活相談員	1071
		生活指導員	1072
	老人福祉センター (特A型、A型、B型) 1-(20)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設 1-(20)	生活相談員	1091
		生活指導員	1092
	老人デイサービスセンター 1-(20)	生活相談員	1101
		生活指導員	1102
その他	老人介護支援センター (在宅介護支援センター) 1-(20)	相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員	2271
	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2-(50)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業〕 2-(51)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(52)	相談援助業務を行っている職員	2801

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所 1-(12)	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉センター (A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター) 1-(13)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館 2-(29)	相談援助業務を行っている職員	2321
福祉に関する法律 精神保健及び精神障害者	精神保健福祉センター 1-(14)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所 1-(19)	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354
障害者総合支援法	障害者支援施設 1-(24)	★生活支援員 (※7)	1121
		就労支援員	1122
		サービス管理責任者	1123
	地域活動支援センター 1-(25)	★指導員 (※7)	1131
	福祉ホーム 1-(26)	管理人	1141
	基幹相談支援センター 2-(80)	相談援助業務を行っている職員	5121
	身体障害者更生施設 (肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設) 2-(5)	★生活支援員 (※7)	2831
		★生活指導員 (※7)	2832
	身体障害者療護施設 2-(5)	★生活支援員 (※7)	2841
		★生活指導員 (※7)	2842
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2-(5)	★生活支援員 (※7)	2851
		★生活指導員 (※7)	2852
	身体障害者福祉工場 2-(5)	★指導員 (※7)	2861
	精神障害者生活訓練施設 2-(6)	精神保健福祉士	1191
		精神障害者社会復帰指導員	1192
	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2-(6)	精神保健福祉士	1201
		精神障害者社会復帰指導員	1202
	精神障害者福祉工場 2-(6)	精神保健福祉士	1211
		精神障害者社会復帰指導員	1212
	精神障害者福祉ホーム 2-(6)	管理人	1221
	知的障害者更生施設 (入所、通所) 2-(7)	★生活支援員 (※7)	1231
		★生活指導員 (※7)	1232
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2-(7)	★生活支援員 (※7)	1241
		★生活指導員 (※7)	1242
	知的障害者通所寮 2-(7)	★生活支援員 (※7)	1251
		★生活指導員 (※7)	1252

障 害 者 分 野				施設・職種 コード
施 設 種 類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障 害 者 総 合 支 援 法	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	生活介護を行う施設 1-(27)	★生活支援員（※7）	1271
			サービス管理責任者	1272
		自立訓練を行う施設 （機能訓練、生活訓練） 1-(27)	★生活支援員（※7）	1281
			サービス管理責任者	1282
		就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む） 1-(27)	★生活支援員（※7）	1291
			就労支援員	1292
			サービス管理責任者	1293
		就労継続支援を行う施設 （A型、B型） 1-(27)	★生活支援員（※7）	1301
			サービス管理責任者	1302
		就労定着支援を行う施設 1-(27)	就労定着支援員	1621
			サービス管理責任者	1622
		自立生活援助を行う施設 1-(27)	地域生活支援員	1631
			サービス管理責任者	1632
		療養介護を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	1261
		短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む〕 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2341
		重度障害者等包括支援を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2351
共同生活介護を行う施設 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2361		
共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む〕 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2371		
障 害 者 総 合 支 援 法	地 域 生 活 支 援 事 業	身体障害者自立支援事業を行っている施設 2-(35)	相談援助業務を行っている職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2431
	一般相談支援事業所 1-(28)	相談支援専門員	1591	
	特定相談支援事業所 1-(29)	相談支援専門員	1601	
	相談支援事業を行う施設 2-(34)	相談支援専門員	2871	
	の ぞ み の 園 法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」 2-(14)	相談援助業務を行っている指導員	2301
相談援助業務を行っているケースワーカー			2302	
発 達 障 害 者 支 援 法	発達障害者支援センター 2-(64)	相談支援を担当する職員	2461	
		就労支援を担当する職員	2462	
注意事項				
（※7）「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）				
★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。				

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター 2-(65)	障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター 2-(66)	障害者職業カウンセラー	2481
		職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター 2-(68)	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター 2-(70)	主任就業支援担当者	2501
		就業支援担当者	2502
		主任職場定着支援担当者	2503
		生活支援担当職員	2504
	公共職業安定所 2-(71)	精神障害者雇用トータルサポーター	2981
		発達障害者雇用トータルサポーター	2982
その他	知的障害者福祉工場 2-(15)	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設 2-(29)	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 2-(37)	地域体制整備コーディネーター	2731
		地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 2-(38)	地域体制整備コーディネーター	2811
		地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 2-(39)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設 2-(40)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2881
	第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 2-(67)	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 2-(69)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921

そ の 他 の 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
地域保健法	保健所 1-(1)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1514

その他の分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		1-(11) 退院後生活環境相談員	1522
生活保護法	救護施設	1-(15) 生活指導員	1491
	更生施設	1-(15) 生活指導員	1501
	授産施設	2-(1) 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供施設	2-(1) 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	2-(63) 就労支援員	2931
	日常生活支援住居施設	生活支援員	5181
		2-(85) 生活支援提供責任者	5182
自立生活支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	就労支援員	2943
		2-(62) 家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2944
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		婦人相談員	1485
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
		1-(16) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488
	隣保館	2-(9) 相談援助業務を行っている指導職員	2611
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	2621
		2-(10) 相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。〕	2622
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	2631
		2-(11) 相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。〕	2632

その他の分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
売春防止法	婦人相談所 1-(17)	相談指導員	1531
		判定員（心理・職能判定員）	1532
		婦人相談員	1533
	婦人保護施設 1-(18)	入所者を指導する職員	1541
母子保健法	母子健康包括支援センター 2-(84)	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設 2-(86)	相談に応ずる職員	5191
並びに母子及び父子福祉法	母子・父子福祉センター 1-(21)	母子及び父子の相談を行う職員、 母子相談員（母子の相談を行う職員）	1551
刑事収容施設法	刑事施設 2-(16)	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官（心理）	5013
		福祉専門官	5014
少年院法	少年院 2-(16)	法務教官	5021
		法務技官（心理）	5022
		福祉専門官	5023
少年鑑別所法	少年鑑別所 2-(16)	法務教官	5031
		法務技官（心理）	5032
更生保護法	地方更生保護委員会 2-(17)	保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所 2-(17)	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652
更生保護事業法	更生保護施設 2-(18)	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
所裁判	家庭裁判所 2-(81)	家庭裁判所調査官	5131
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設 2-(19)	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター 2-(73)	難病相談支援員	5061

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
の 成 年 後 見 制 度 の 利 用 に 関 する 法 律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関 2-(79)	相談援助業務を行っている職員	5141
	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行っている施設 2-(23)	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業 2-(26)	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業 2-(27)	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター 2-(53)	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 〔実施要領に規定する事業〕 2-(54)	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター 2-(55)	ひきこもり支援コーディネーター	2751
		その他相談援助業務を行っている職員	2752
	地域生活定着支援センター 2-(56)	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所 2-(57)	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター 2-(58)	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(59)	相談援助業務を行っている職員	2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(60)	相談援助業務を行っている職員	2971
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2-(61)	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
		就労支援員	2893
		家計相談支援員	2894
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 2-(74)	支援コーディネーター	5071
	地域若者サポートステーション 2-(77)	相談援助業務を行っている職員	5151
	子ども・若者総合相談センター 2-(78)	相談援助業務を行っている職員	5161
	厚生労働大臣が個別に認めた施設 2-(75)	相談援助業務を行っている相談員	9999

※ 上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります（コード**9999**）。

厚生労働大臣の個別認定にあたって、59ページ「4(1) 認定基準」に該当する場合は、別途、書類が必要になりますので、事前に中央福祉学院へ電話で連絡してください。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 （市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 （療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設 （障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過のデイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通園寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091

施 設 ・ 事 業 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種 コード
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け 優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等 において実施する事業〕 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活 援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	3101
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施 する事業〕	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 （保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

社会福祉士国家試験関係法令

○ 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) (抄)

(定義)

第2条 この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第47条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

(社会福祉士試験)

第5条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(受験資格)

第7条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したもの
- 五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの
- 八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 九 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十一 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- 十二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法 に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第一号 に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条 及び第7条 に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

附則（平成19年12月5日）

第3条

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、第2条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第7条の規定にかかわらず、附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して5年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験を受けることができる。（平成24年12月4日で期間終了）
- 一 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第7条第十一号に規定する要件に該当する者
- 二 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる日から起算して5年を経過する日までに第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第7条第十一号に規定する要件に該当することとなった者

（社会福祉士試験の無効等）

第8条 厚生労働大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとする。

（受験手数料）

第9条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

（規定の適用等）

第15条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第8条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第8条第1項中「厚生労働大臣」とあり、及び第9条第1項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

（登録）

第28条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）（抄）】

（受験手数料）

第12条 法第9条第1項の受験手数料の額は、19,370円（法第38条の規定に基づく厚生労働省令の規定により社会福祉士試験の科目を免除する場合その他厚生労働省令で定める場合には、19,370円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働省令で定める額）とする。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）（抄）】

（令第12条第1項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）

第6条の2 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「令」という。）第12条第1項の厚生労働省令で定める場合は、社会福祉士試験を受けようとする者が同時に精神保健福祉士試験を受けようとする場合とする。

2 令第12条第1項の厚生労働省令で定める額は、第5条の2の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあっては16,230円とし、前項に規定する場合にあっては16,840円とする。

○ 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）（抄）

（指定施設の範囲）

第2条 法第7条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定により設置される保健所
- 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 三 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
- 四 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
- 六 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設
- 七 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所
- 八 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 九 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- 十 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子・父子福祉センター
- 十二 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
- 十四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

○ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第2条において社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第7条第4号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。

別添1

指定施設における業務の範囲等

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。)第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 施行規則第2条第1号に規定する保健所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (2) 施行規則第2条第2号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第1項に規定する児童福祉司、「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号)第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士
- (3) 施行規則第2条第2号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第27条第1項に規定する母子支援員(児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号)による改正前の児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員を含む。)及び少年を指導する職員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(平成24年4月5日付け雇発0405第11号)に規定する個別対応職員
- (4) 施行規則第2条第2号に規定する児童養護施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する里親支援専門相談員
- (5) 施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターに限る。)にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項(同条第9項において準用される場合を含む。)、第4項、第12項及び第14項、第58条第1項、第3項及び第6項、第63条第1項、第4項及び第7項並びに第69条に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び心理指導担当職員
- (6) 施行規則第2条第2号に規定する児童心理治療施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員
- (7) 施行規則第2条第2号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員
- (8) 施行規則第2条第2号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
- (9) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く。)にあつては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。)第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項第3号、第4号及び第5号、第54条の6第1項第1号及び第2号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号並びに第2項、第66条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項第3号、第4号及び第5号、第71条の3第1項第1号及び第2号、第71条の8第1項第1号及び第2号並びに第73条第1項第1号及び第2号に規定する児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る。)及び訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る。)並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第6号)による改正前の指定通所基準第66条第1項第1号、第71条の2第1項第1号並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第3号)による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号及び第54条の2第1項第1号に規定する指導員
- (10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員
- (11) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員
 - ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
 - イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
 - ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
 - エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
- (12) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者更生相談所にあつては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325001号)第1に規定する身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (13) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者福祉センターにあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
- (14) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (15) 施行規則第2条第6号に規定する救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員
- (16) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する

- 現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接相談員、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要綱）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
- (17) 施行規則第2条第8号に規定する婦人相談所にあつては、「婦人相談所設置要綱について」（昭和38年3月19日付け厚生省発第35号）別紙（婦人相談所設置要綱）第2に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員
- (18) 施行規則第2条第8号に規定する婦人保護施設にあつては、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第8条第1項に規定する入所者を指導する職員
- (19) 施行規則第2条第9号に規定する知的障害者更生相談所にあつては、知的障害者福祉法第13条第1項に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325002号）第1に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (20) 施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号及び第37条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）に規定する生活相談員、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (21) 施行規則第2条第11号に規定する母子・父子福祉センターにあつては、「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」（平成26年9月30日付け厚生労働省発雇第0930第4号）母子・父子福祉施設設置要綱第1に規定する母子及び父子の相談を行う職員
- (22) 施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員並びに介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定する介護支援専門員、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設にあつては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第2条第1項第6号、第2項第4号及び第3項第7号に規定する介護支援専門員
- (23) 施行規則第2条第12号に規定する地域包括支援センターにあつては、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する包括的支援事業（同法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業（認知症初期集中支援推進事業を除く。）を除く。）に係る業務を行う職員
- (24) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)、第6号イ(1)並びに第7号イ(1)に規定する生活支援員、同項第5号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)、第6号イ(2)並びに第7号イ(2)に規定するサービス管理責任者
- (25) 施行規則第2条第13号に規定する地域活動支援センターにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員
- (26) 施行規則第2条第13号に規定する福祉ホームにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第10条第1項に規定する管理人
- (27) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員、同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員
- (28) 施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員

- (29) 施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設
・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号）に基づき配置された指導員
- (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院
・児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員
- (3) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム
・生活相談員
- (4) 指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設
・生活相談員及び計画作成担当者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設
・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）7に規定する指導員
- (6) 障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設
・整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第33条第1項第1号に規定する管理人
- (7) 障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設
・整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員
- (8) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センター
・相談援助業務を行っている相談員
- (9) 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館
・相談援助業務を行っている指導職員
- (10) 都道府県社会福祉協議会
・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添16（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
- (11) 市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会
・「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員
・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添16（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
- (12) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第3条による改正前の障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービス事業を行っている施設
・相談援助業務を行っている職員
- (13) 児童福祉法第6条の2の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関
・児童指導員及び保育士
- (14) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設
・相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー
- (15) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場
・相談援助業務を行っている指導員
- (16) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律

- 第58号) 第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号) 第3条に規定する少年鑑別所
- ・ 刑務官、法務教官、法務技官(心理) 及び福祉専門官
- (17) 更生保護法(平成19年法律第88号) 第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所
- ・ 保護観察官、社会復帰調整官
- (18) 更生保護事業法施行規則(平成8年法務省令第25号) 第1条第4項に規定する更生保護施設
- ・ 補導主任及び補導員、福祉職員及び薬物専門職員
- (19) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設
- ・ 相談援助業務を行っている指導員
- (20) 「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日付け児発第514号) 別紙(心身障害児総合通園センター設置運営要綱)に基づく心身障害児総合通園センター
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (21) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている指導員
- (22) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (23) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成20年7月22日付け雇児発第0722003号) 別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている相談員
- (24) 児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (25) 「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号) 別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「利用者支援事業」を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (26) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日付け雇児発0930第4号) 別紙(母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱)に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設
- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定員
- (27) 「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」(平成26年3月31日雇児発0331第5号) 別紙(ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱)に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設
- ・ 就業支援専門員
- (28) 「重症心身障害児(者) 通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号) 別紙(重症心身障害児(者) 通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者) 通園事業」を行っている施設
- ・ 児童指導員及び保育士
- (29) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1項第1号に規定する点字図書館及び同条第3号に規定する聴覚障害者情報提供施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (30) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号) 第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (31) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (32) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設
- ・ 児童指導員及び保育士
- (33) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設
- ・ 児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員
- (34) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成24年厚生労働省令第40号) 第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第173号) 第3条に規定する相談支援専門員
- (35) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号) による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号) 別紙1(地域生活支援事業実施要綱) 別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (36) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱) 別記11(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (37) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」(平成22年3月30日付け障発第0330019号) による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」(平成20年5月30日付け障発第0530001号) 別紙(精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設
- ・ 地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (38) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙(精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設
- ・ 地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (39) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成23年4月25日付け障発0425第4号) 別添(精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱)に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (40) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号) 別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)

別紙2（地域生活支援促進事業実施要綱）の別紙2-21（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業）に基づく「アウトリーチ支援に係る事業」を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）

- (41) 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。）、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第7項に規定する通所介護、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。）、指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）に該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）、基準該当居宅サービスに該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）若しくは基準該当介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）
- ・生活相談員
- (42) 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設
- ・支援相談員
- (43) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）を行う施設
- ・オペレーター
- (44) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）を行う施設
- ・オペレーションセンター従業者
- (45) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）
- ・生活相談員
- (46) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定複合型サービス（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。）を行う施設
- ・介護支援専門員
- (47) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を行う施設
- ・生活相談員及び介護支援専門員
- (48) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所
- ・介護支援専門員
- (49) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている事業所又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を行っている事業所
- ・担当職員
- (50) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日付け老発第655号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス
- ・生活援助員
- (51) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等
- ・相談援助業務を行っている生活援助員
- (52) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- ・相談援助業務を行っている職員
- (53) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター
- ・相談援助業務を行っている職員
- (54) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業を行っている事業所
- ・就労支援員
- (55) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添15（ひきこもり支援推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター
- ・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている職員

- (56)「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添21（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター・相談援助業務を行っている職員
- (57)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所・相談援助業務を行っている相談員
- (58)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター・生活相談指導員
- (59)「被災者支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者生活支援事業の実施について」（平成27年4月9日付け雇児発0409第10号・社援発第0409第2号）別添1（被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）実施要領）、「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者支援事業の実施について」の一部改正について」（平成28年5月10日付け健発0510第9号・雇児発0510第2号・社援発第0510第6号・老発0510第1号）による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者生活支援事業の実施について」別添1（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領）、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）第3の2又は「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」（平成21年8月20日付け老発0820第5号）の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」の別記1（地域支え合い体制づくり事業）に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所・相談援助業務を行っている職員
- (60)「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成29年5月17日社援発第0517号）による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領）及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添19（被災者見守り・相談支援等事業実施要領）に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所・相談援助業務を行っている職員
- (61)「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の運営について」（平成22年1月28日付け社援発0128第1号）別添1（自立相談支援モデル事業運営要領）に基づく自立相談支援機関及び同通知別添4（家計相談支援モデル事業運営要領）に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員
- (62)生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関及び同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計改善支援員（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む）
- (63)生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所・就労支援員
- (64)発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条に規定する発達障害者支援センター・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙（発達障害者支援センター運営事業実施要領）に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員
- (65)障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第2号に規定する広域障害者職業センター・障害者職業カウンセラー
- (66)障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センター・障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者
- (67)障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人・第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (68)障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第27条に規定する障害者雇用支援センター・旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
- (69)雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (70)障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2（障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱）に規定する主任就業支援担当者、就業支援担当者及び主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙3（障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱）に規定する生活支援担当職員
- (71)職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に規定する公共職業安定所・精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター
- (72)「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（平成21年3月31日付け20文科生第8117号文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱」（平成25年4月1日付け文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関・スクールソーシャルワーカー
- (73)難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第29条に規定する難病相談支援センター・難病相談支援員
- (74)「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」（平成19年5月25日付け障発0525001号）に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関・支援コーディネーター
- (75)「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）別添（「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱）に基づく子ども家庭総合支援拠点・相談援助業務を行っている職員

- (76)「子育て世代包括支援センターの設置運営について」(平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 5 号)に基づく子育て世代包括支援センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (77) 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (78)「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成 22 年 2 月 23 日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)に基づく子ども・若者総合相談センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (79) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (80) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく基幹相談支援センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (81) 裁判所法に基づく家庭裁判所
 - ・家庭裁判所調査官
- (82) 児童福祉法第19条の22に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所
 - ・「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」(平成29年5月22日付け健発0522第1号)に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員
- (83) 医療的ケア児等総合支援事業の実施について(平成31年3月27日付け障発0327第19号)に基づく「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所・医療的ケア児等コーディネーター
- (84) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条に規定する母子健康包括支援センター
 - ・同条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
- (85) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設
 - ・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号)第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者
- (86) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設
 - ・同条に規定する相談に応ずる職員
- (87) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1)から(86)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設
 - ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

3 業務従事期間の計算方法

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1及び2に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)に従事した期間を通算して計算するものとする。

4 2 (87) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

(1) 認定基準

- ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。
(福祉に関する相談援助とは認められないものの例)
医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等
- イ 上記1及び2の(1)から(86)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。

(2) 認定の手続

- ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(87)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。
- イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。
(別記様式(略))

○ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第30号厚生省社会局庶務課長、厚生省児童家庭局企画課長通知)(抄)

1 業務従事期間の認定

過去において福祉に関する相談援助の業務又は介護等の業務に従事していた期間を有する者については、従事していた時期、現在の職業等を問わず、当該従事していた期間について業務経験を認定するものであること。

2 福祉に関する相談援助の業務の範囲

(1) 局長通知別添1に掲げる者には、次の①及び②に掲げる者が含まれること。

- ① 相談援助の業務を行うことが業務分掌上明確になっている相談員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員(相談員等、相談援助の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。)であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの
- ② 当該施設又は事業における福祉に関する相談援助の業務以外の業務を兼務している職員(そのことが辞令により明確になっている職員に限る。)であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの

○ 「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」(昭和62年厚生省告示第203号)(抄) 〔「相談援助実習」における実習施設〕

- 1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号。以下「養成施設規則」という。)第3条第1号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号。以下「学校規則」という。)第3条第1号ワ及び社会福祉に関する科目

を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号)第4条第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
- 2 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院及び診療所
- 3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神保健福祉センター
- 5 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設
- 6 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
- 7 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 8 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所
- 9 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター
- 10 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター及び有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業
- 11 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子・父子福祉センター
- 12 更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護施設
- 13 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健施設、介護医療院及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業
- 14 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 15 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に規定する発達障害者支援センター
- 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- 17 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する便宜又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
- 18 前各号に準ずる施設又は事業

○ 社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について

(平成20年11月11日社発第1111001号厚生労働省社会・援護局長通知)

社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和62年厚生省告示第203号。以下「実習施設等告示」という。)に定められているところであるが、実習施設等告示第1項第18号に掲げる施設又は事業を下記のとおり定め、平成21年4月1日より適用することとしたので、参考まで通知する。

記

1. 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく身体障害者福祉工場
2. 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発見第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場
3. 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行う施設
4. 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添14(ホームレス自立支援事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センター
5. 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター
6. 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)に基づく隣保館
7. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設
8. 「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇発0331第49号)別添1(「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱)に基づく子ども家庭総合支援拠点
9. 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」(平成29年3月31日付け雇発0331第5号)に基づく子育て世代包括支援センター
10. 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
11. 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月23日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)に基づく子ども・若者総合相談センター
12. 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく基幹相談支援センター
14. 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)別添1の2において掲げる施設(上記1から13まで及び実習施設等告示に定められている施設を除く。)
15. 次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所
 - (1) 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。
 - (2) 独立型社会福祉士事務所を開業して3年以上の実績を有していること。
 - (3) 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。
 - (4) 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。
 - (5) 事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に加入していること。
16. 福祉に関する業務を行うことが定款、実施要綱等において明記されている法人

3 入学申込手続きについて

1. 入学資格と必要な証明書類一覧

本学院への入学申込にあたっては、最終学歴、実務経験の有無・年数により、必要となる書類が異なります。下記により必要な書類を確認の上、**角2封筒**を使用して、**簡易書留郵便**で申し込んでください。

なお、「実務経験」は、指定職種における相談援助の実務経験に限られます（詳細は、23～45ページでご確認ください）。また、申込書類は返却いたしません。○＝必須 △＝申込み方法により必要

	社会福祉主事修了 +実務2年	福祉系大学 (4年)卒業 (実習免除)	福祉系大学 (4年)卒業 (要実習)	福祉系短大 (2～3年)卒 +実務経験	実務経験	参照 ページ
法第7条 ※19ページ参照	9号	2号	2号	5、8号	12号	
提出前のチェックリスト表	○	○	○	○	○	61
受講準備チェックリスト	○	○	○	○	○	62
別紙1 入学申込書	○	○	○	○	○	64と65
社会福祉主事養成機関の 修了証明書	○ ※中央福祉学院 修了者は提出不要					
出身大学・短期大学の 卒業（見込）証明書（申込 時3か月以内発行のもの）		○	○	○		
基礎科目履修証明書		○	○	○		
別紙2 実務経験申告書	○	○		○	○	66
別紙3 実務経験証明書（個票）	○	○		○	○	67～69
別紙3-2 非常勤就労時間証明書	非常勤の場合 ○ ○ ○ ○ ○					70
別紙3-3 主たる業務：福祉に関する 相談援助の業務 証明書	兼務職の場合 ○ ○ ○ ○ ○					71
別紙6 実習小論文			○			75
別紙4 所属長推薦状	△	△	△	△	△	72
別紙5 小論文※ 入学選考料	△	△	△	△	△	73

※推薦申込の場合は、推薦状の提出が必要ですが、小論文は提出免除（入学選考料も不要）です。

書類作成、提出上の注意

- ・提出書類などの不備、記入もれや不明確な記述があった場合には、選考の対象にできない場合がありますので、十分ご注意ください。
- ・提出書類は、黒ボールペンを使用し、記入してください（消える筆記用具は不可）。
- ・書類のデータ入力用様式は、中央福祉学院ホームページ（<http://www.gakuin.gr.jp>）からダウンロードできます。

2. 入学申込書（別紙1）

〈記載方法〉

0 面接授業希望会場

会場ごとに定員があります。第1希望と第2希望をご記入ください。

1 入学希望者氏名（カナ）

2 入学希望者氏名（漢字）・入学希望者捺印

姓名を分けて、所定の欄に記入してください。卒業時に必要ですので、氏名を記載する場合は略字ではなく、住民票に記載されている文字を使用してください。

3 入学希望者旧姓（漢字）

旧姓が記載された添付書類（卒業証明書等）がある場合のみご記入ください。

4 性別・生年月日

生年月日は西暦で記入してください。

5～21 自宅住所、勤務先所在地 等

通信教育教材の他、電話等でご連絡を差し上げることがありますので、楷書で正確に記載してください。教材・諸連絡は基本的に自宅に送付します。勤務先に送付が必要な場合は、申込書にご記入ください。諸連絡や試験対策講座の実施のため、メールアドレスは、@docomo.ne.jpや@ezweb.ne.jpといった携帯電話会社のキャリアメールは登録できません。@outlook.jp、@outlook.com、@hotmail.com、@live.jpも登録できません。申込書に記載された場合、不備書類として受理できなくなります。一斉配信すると迷惑メールと認識され受信できないことがあります。@gmail.comや@yahoo.co.jpなどのフリーメールは登録できます。スマホとPCの両方で確認できるメールアドレスを登録することをお勧めします。

12 勤務先法人名 等

勤務されている方は必ず12～22の項目を記入してください。

16 勤務先種別

番号表一覧（51～52ページ）をご参照のうえ、該当する番号を記入してください。その他の場合は具体的に記入ください。

無職の方は「981」と書いてください。（無回答は書類不備となります。）

17 勤務先の職種

27 本課程の受講を志望する理由

志望理由は推薦申込、一般申込、両方とも必ず記入してください。

3. 社会福祉主事養成機関の修了証明書

中央福祉学院で社会福祉主事任用資格を取得している場合は、修了証明書の提出は不要です。その場合、提出前のチェックリスト表（61ページ）の所定欄に修了年度を記入してください。中央福祉学院以外で社会福祉主事任用資格を取得している場合は、当該の養成機関で発行する修了証明書を提出してください。

4. 出身大学・短期大学等の卒業（見込）証明書

申込時3か月以内発行の卒業証明書を添付してください。なお、2022年3月31日までに卒業見込の方は、卒業見込証明書で代えることができますが、本通信課程への入学後に卒業証明書を提出していただきます。

5. 基礎科目履修証明書

入学資格②～④（20ページ参照）に該当する方は、上記4.の証明書とあわせて、基礎科目履修証明書が必要です。各大学の「基礎科目履修証明書」の様式で提出いただきます。中央福祉学院ホームページ（<http://www.gakuin.gr.jp/>）にも掲載していますので、必要な方はダウンロードしてください。「社会福祉主事任用資格科目履修証明」は無効です。

6. 「実務経験（見込）申告書」（別紙2）／「実務経験（見込）証明書（個票）」（別紙3）

(1) 「実務経験（見込）申告書」「実務経験（見込）証明書（個票）」作成上の注意

「実務経験（見込）申告書」「実務経験（見込）証明書（個票）」は、受講者が社会福祉士国家資格を取得した後も、本学院で公文書として保存する書類です。また、受講者の職種内容について虚偽または不正の疑いがあり、厚生労働省等の関係機関から請求があった場合は、本学院に報告義務が課せられています。

受講中に書類の内容に虚偽または不正が判明した場合は、受講決定を取消し、それまでの履修科目・スクーリングの出席履修状況はすべて無効となります。受講料は返却しません。

本学院卒業後、または社会福祉士国家資格取得後において、書類の内容に虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第32条第1項第2号の定めにより、社会福祉士資格登録の取消処分を受けますので、実務経験の申告及び証明については、くれぐれも正確に記載するように注意してください。

(2) 実務経験として認められるもの

申告者が勤務している（していた）施設の種別および申告者が従事している（していた）職種が、ともに、相談援助業務の実務経験として認められる職種（23～45ページ）に該当している場合のみ、実務経験として認められます。

社会福祉主事通信課程修了後から、2年間の期間を、本課程受講開始日以前に満了していることが必要です。主事取得中、または主事取得前の期間はカウントできません。

(3) 作成方法等

① 「実務経験（見込）申告書」（別紙2）について

「実務経験（見込）申告書」（別紙2）は、申告者が作成するものです。証明権者欄には「実務経験（見込）証明書（個票）」（別紙3）に証明を受けた施設・機関の代表職名および氏名と内容が一致するように作成してください。

② 「実務経験（見込）証明書（個票）」（別紙3）について

(ア) 証明について

実務経験に該当する職種のみについて証明を受けてください。その際、職種欄には必ず「相談援助業務の実務経験として認められる職種」（23～45ページ）に記載されているコード・職種名を

記入してください。所属していた施設等が2か所以上ある場合、「実務経験（見込）証明書（個票）」（別紙3）をコピーし、それぞれの施設・機関ごとに証明を受けてください。

ただし、実務経験は入学資格で求められている期間が証明されていれば足りるので、実務経験に該当する職歴のすべてにわたって証明を受ける必要はありません。

（イ）種類について

- **社会福祉施設および機関職員用**＝社会福祉施設での実務経験及び福祉事務所、児童相談所、保健所などの行政機関での実務経験についての証明を受ける場合に使用してください。
- **医療機関職員用**＝病院、診療所などの医療機関における実務経験についての証明を受ける場合に使用してください。
- **市（区）町村社会福祉協議会職員用**＝市区町村社会福祉協議会における実務経験について証明を受ける場合に使用してください。

ただし、居宅介護支援事業を行っている事業所、指定通所介護を行う施設、地域福祉センターなど市（区）町村社会福祉協議会が経営（運営）する施設・機関での実務経験については、施設・機関職員用で証明を受けてください。

なお、入学申込時に、「実務経験（見込）証明書（個票）」を、2022年3月31日までに『従事する見込である』で申し込まれた場合は、入学後、あらためて『従事した』ことを証明する「実務経験（見込）証明書（個票）」を提出していただきます。

文字を訂正する場合は、必ず二重線で消して加筆し、必ず証明権者の公印で訂正印を捺印してください。

③「実務経験（見込）証明書付属証明書 非常勤 就労時間証明書」（別紙3-2）について

別紙3-1「実務経験証明書」で証明された期間が非常勤雇用だった場合、就業規則または雇用契約等における1週間の就労時間を証明いただく必要があります。

併せて、常勤職員の就業規則上の就労時間を記入いただきます。

労働時間が当該施設常勤者のおおむね4分の3以上であることが必要です。

証明者は、別紙3「実務経験証明書」の証明者と同一か、または公印のある上席の職責の方に依頼してください。

④「実務経験（見込）証明書付属証明書 主たる業務・福祉に関する相談援助の業務証明書」（別紙3-3）について

別紙3-1「実務経験証明書」で証明された相談援助業務が兼務職であった場合、相談援助業務が主たる業務であることの証明書を作成いただきます。

証明者は別紙3「実務経験証明書」の証明者と同一か、または公印のある上席の職責の方に依頼してください。

7. 所属長推薦状（別紙4）

推薦申込の場合は必ず提出してください。推薦状の提出があれば、「8. 小論文の提出」および「10. 入学選考料」の支払いは免除となります。必ず所属長の公印を捺印してください。

必ず申込者より職位が上席の方の推薦となります。

申込者が理事長・社長の場合、推薦申し込みはできず、一般申込（入学選考料 5,100 円を支払い、小論文を提出）となります。

※ 黒ボールペンで記入してください。

※ パソコンでの作成も可能です。ただし、所属長氏名は、必ず直筆による署名で記入となります。

8. 小論文（別紙5）

73 ページに記載された小論文課題について、所定の用紙に 400 字以内で論述してください。

※ 黒ボールペンで記入してください。

※ パソコンでの作成も可能です。フォーマットなど詳細は 73 ページをご覧ください。

9. 実習小論文（別紙6）

指定施設において 1 年以上の相談援助実務経験がなく、相談援助実習の履修が必要な方は実習小論文の提出が必要です。75 ページに記載された小論文課題について、所定の用紙に 2,400 ～ 2,800 字以内で論述してください。

※ 黒ボールペンで記入してください。

※ パソコンでの作成も可能です。フォーマットなど詳細は 75 ページをご覧ください。

10. 入学選考料

- (1) 一般申込（所属長推薦状がない場合）の入学選考料は **5,100 円** です（推薦申込の場合、入学選考料は免除）。
- (2) 入学選考料は、入学申込書の受理後はお返しできません（一般申込として申し込みされた後、推薦申込の出願要件を満たしても、入学選考料の返金はいたしかねますので、あらかじめお含みおきください）。

《入学選考料納付についての注意事項》

ア. 郵便振替により次の金融機関の口座あてに払い込んでください。なお郵便振替等に要する費用は、入学申込者の負担となります。

郵便振替 の場合	[金融機関名] ゆうちょ銀行東京貯金事務センター
	[口座番号] 00170-7-94044
	[口座名義] しゃかいふくしほうじん ぜんこくしゃかいふくしきょうぎかい ちゅうおうふくしがくいん じゅこうりょうぐち 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院（受講料口）

イ. 金融機関の領収書またはそのコピーを、入学申込書の所定欄に全面のりづけして貼付してください。

ウ. 払込票には必ず、平日の日中に連絡がとれる携帯番号とご住所を記入してください。

4

入学申込書類（番号表、記入例、記入用紙）

番号表 1 法人区分番号一覧（P.64の別紙1申込書に記入する番号です。実務経験証明書に記入するコードではありません。）

番号	法人区分	番号	法人区分	番号	法人区分	番号	法人区分
01	行政	13	特定非営利活動法人(NPO 法人)	23	公益社団法人	52	有限会社
02	事務組合等	16	学校法人	24	公益財団法人	53	合同会社
03	独立行政法人	17	協同組合	25	社会医療法人	54	合資会社
09	その他公法人	18	宗教法人	26	特定医療法人	69	その他営利法人
11	社会福祉法人	21	一般社団法人	39	その他公益法人	99	その他
12	医療法人	22	一般財団法人	51	株式会社		

番号表 2 勤務先種別番号一覧

番号	勤務先種別	番号	勤務先種別	番号	勤務先種別
【行政関係】		【障害者関係施設・事業所】		【児童福祉施設】	
001	都道府県・指定都市・中核市本庁	411	身体障害者福祉センター	521	助産施設
002	福祉事務所	414	補装具製作施設	522	乳児院
003	市区役所・町村役場	415	視聴覚障害者情報提供施設	523	母子生活支援施設
004	相談所（児童・婦人・更生）	417	盲導犬訓練施設	524	保育所
005	保健所	862	障害者支援施設	526	児童館
006	保護観察所	863	相談支援事業所	527	児童養護施設
099	その他（行政機関）	864	地域活動支援センター	538	児童心理治療施設
【保護施設】		865	居宅介護事業所	539	児童自立支援施設
101	救護施設	866	重度訪問介護事業所	540	児童家庭支援センター
102	更生施設	867	同行援護事業所	541	児童発達支援センター
103	医療保護施設	868	行動援護事業所	542	児童発達支援事業所
104	授産施設（生活保護法）	869	重度障害者等包括支援事業所	543	福祉型障害児入所施設
105	宿所提供施設（生活保護法）	870	短期入所事業所	544	医療型障害児入所施設
【高齢者関係施設・事業所】		871	療養介護事業所	545	放課後等デイサービス事業
201	養護老人ホーム	872	生活介護事業所	599	その他(児童福祉関係施設・事業所)
202	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	874	自立訓練（機能訓練）事業所	【その他の社会福祉施設等】	
203	軽費老人ホーム （A・B・ケアハウス）	875	自立訓練（生活訓練）事業所	801	授産施設（上記以外）
204	老人福祉センター	876	就労移行支援事業所	802	宿所提供施設（生活保護法以外）
205	老人休養ホーム	877	就労継続支援（A型）事業所	803	無料低額診療施設
206	老人憩の家	878	就労継続支援（B型）事業所	804	隣保館
207	老人デイサービスセンター （通所介護事業所）	879	共同生活援助事業所	807	母子健康センター
208	老人短期入所施設 （短期入所生活介護事業所）	880	移動支援事業所	808	青少年相談センター
209	在宅(老人)介護支援センター	881	福祉ホーム	810	認定こども園 （保育所型、幼保連携型）
210	生活支援ハウス （高齢者生活福祉センター）	499	その他(障害者関係施設・事業所)	844	小規模作業所（福祉作業所）
821	有料老人ホーム	【婦人保護施設】		891	国立療養所
822	介護老人保健施設	501	婦人保護施設	892	生活困窮者自立支援事業
823	介護療養型医療施設・介護医療院	【母子福祉施設】		904	病院・診療所
825	通所リハビリテーション事業所	580	母子福祉センター	899	その他（社会福祉施設等）
827	訪問看護事業所	※勤務先種別について直接該当するものがない場合は299、499、599、899、999を選択のうえ、具体的な勤務先種別名をその他欄にご記入ください。また、総合施設や多機能型事業所に勤務している場合には、主に勤務を行っている施設・事業所の種別をご選択ください。			
828	訪問介護事業所				
829	訪問入浴介護事業所				
830	居宅介護支援事業所				
831	福祉用具貸与事業所				
832	認知症対応型共同生活介護 （高齢者グループホーム）				
833	地域包括支援センター				
834	小規模多機能型居宅介護事業所				
835	サービス付き高齢者向け住宅				
299	その他（介護保険事業所等）				
				【団体等】	
				901	都道府県・指定都市社会福祉協議会
				902	市区町村社会福祉協議会
				903	社会福祉法人本部（事務局）
				999	その他（社会福祉施設等以外）
				【その他】	
				981	無職

番号表 3 受講者職種番号一覧

番号	職 種
【経営者等】	
001	会長
002	理事長
003	企業・団体等の代表者
004	常務理事
005	理事
006	評議員
007	監事
099	その他の役員
【管理者等】	
101	施設長
102	部長・課長・所長等
103	個人事業主
104	事務局長
105	副施設長
151	次長
152	事務局次長
161	事務長
162	サービス提供責任者
163	サービス管理責任者
199	上記以外の管理者

番号	職 種
【職員等】	
201	主任生活相談・支援員
202	主任介護職員
203	主任保育士
204	査察指導員・スーパーバイザー
211	生活相談・支援員
212	介護職員
213	保育士
214	ホームヘルパー（訪問介護員）
215	介助員
216	現業員（ケースワーカー）
226	福祉司(身体障害・知的障害・精神障害)
227	児童福祉司
218	指導主事
219	相談員・MSW・PSW
220	ケアマネジャー(介護支援専門員)
221	職業指導員
222	就労支援員
223	行動援護従事者
224	保育教諭
225	機能訓練指導員

番号	職 種
301	作業療法士
302	理学療法士
303	言語療法士
304	検査技師
305	保健師
306	看護師（准看護師を含む）
307	医師
402	管理人
403	世話人
404	調理員
405	栄養士
406	事務職員
501	福祉活動指導員
503	福祉活動専門員
504	ボランティアコーディネーター
【その他】	
999	その他の職種

※上記に該当する職種がない場合は
999 を選択し、その他欄に具
体的な職種をご記入ください。複数
の職種を兼務されている方は、主
に担当する業務の職種について
番号を選択してください。

番号表 4 取得済資格番号一覧

番号	資 格 名
【社会福祉関係】	
001	社会福祉士
002	精神保健福祉士
003	介護福祉士
004	介護職員基礎研修課程修了
005	ホームヘルパー 1 級課程修了
006	ホームヘルパー 2 級課程修了
007	ホームヘルパー 3 級課程修了
008	介護支援専門員（ケアマネジャー）
009	保育士
010	言語聴覚士
011	視能訓練士
012	手話通訳士
013	盲導犬訓練士
014	福祉住環境コーディネーター
015	義肢装具士
016	福祉用具専門相談員
017	サービス介助士
018	管理栄養士
019	栄養士
020	社会福祉主事任用資格
021	児童福祉司任用資格
022	身体障害者福祉司任用資格

番号	資 格 名
023	知的障害者福祉司任用資格
024	児童指導員任用資格
099	その他社会福祉関係の資格
【医療関係】	
101	医師
102	看護師（准看護師を含む）
103	保健師
104	理学療法士
105	作業療法士
106	助産師
107	薬剤師
199	その他医療関係の資格
【学校関係】	
201	幼稚園教諭
202	小学校教諭
203	中学校教諭
204	高等学校教諭
205	養護学校教諭
206	特別支援学校教諭
207	特別支援学校の長
208	養護教諭
209	栄養教諭
299	その他学校関係の資格

番号	資 格 名
【会計関係】	
501	公認会計士
502	税理士
503	日商簿記検定 1 級
504	日商簿記検定 2 級
505	日商簿記検定 3 級
506	日商簿記検定 4 級
507	その他簿記検定
599	その他会計関係の資格
【法律関係】	
701	弁護士
702	司法書士
703	行政書士
704	社会保険労務士
799	その他法律関係の資格
【その他】	
999	その他

記入見本

2022年度 社会福祉士通信課程短期養成コース 入学申込書

必ず第2希望まで
記入

(西暦) 2021年11月11日現在

白抜き部分は任意記入です。それ以外の項目はすべて記入してください。任意の項目以外で記入のない場合申込みは無効となります。

0 面接授業希望コース

第1希望 2

第2希望 1

1…東京A (5/21~22、6/18~19、7/2~3)
2…東京B (5/28~29、6/25~26、7/9~10)
3…神戸 (5/14~15、6/11~12、7/23~24)
4…葉山A (4/22~24、7/16~18)
5…葉山B (6/3~5、8/5~7)

1 入学希望者氏名(カナ) 姓 サ ク ラ

名 サ ク コ

2 入学希望者氏名(漢字) 姓 桜

名 咲 子

3 入学希望者旧姓(漢字) 姓 梅 賀

旧姓で記載された添付書類(卒業証明書等)がある場合のみ記入ください

4 生年月日・性別 1 9 8 8 年 0 8 月 0 8 日

西暦で記入 2 1…男 2…女

5 自宅住所 〒 2 4 0 - 0 1 9 7

神奈川県 三浦郡葉山町

アクティマシオン80

6 自宅電話番号 0 4 6 - 8 5 8

7 自宅FAX番号 0 4 6 - 8 5 8

8 携帯電話番号 0 9 0 - △△△△ - ○○

9 メールアドレス(必須) gakuin-shafukushi @ shakyo.or.jp

10 最終学歴 6 1…大学院修了 2…4年生大学卒業 3…3年生短大卒業 4…2年生短大卒業
5…専門学校卒業 6…高校卒業 7…中学卒業 9…その他

11 取得済資格等 003、008、020

P52の番号表4をご覧ください、すでに取得した資格の数字を左記にお書きください。

12 勤務先経営区分 1 1…民営 2…公立 3…公営

13 勤務先法人名 法人区分(P51番号表1参照) 1 1 法人名 桜咲蔵記念会

14 勤務先名 ロフォスデイサービスセンター

15 勤務先部署名 ロフォス3係

16 勤務先種別 2 0 7 P51の番号表2をご覧ください。その他の場合具体的に⇒ ()

17 職種 2 1 1 P52の番号表3をご覧ください。その他の場合具体的に⇒ ()

18 勤務形態 1 1…常勤 2…非常勤 ⇒ 非常勤の場合週あたりの勤務時間 時間

19 勤務先所在地 〒 2 4 0 - 0 1 9 7

神奈川県 三浦郡葉山町上山口1560-44

20 勤務先電話番号 0 4 6 - 8 5 8 - 1 3 5 5

21 勤務先FAX番号 0 4 6 - 8 5 8 - 1 3 5 6

メールアドレスは必須。

登録不可

携帯電話会社の@docomo.ne.jp、@ezweb.ne.jp
@outlook.jp、@outlook.com、@hotmail.com、
@live.jp

登録推奨

@gmail.comや@yahoo.co.jpなどのフリーメール

(メールアドレスは必須。@docomo、@ezweb、@i.softbankなど
携帯メール、@outlook.jp、@outlook.com、@hotmail.com、
@live.jpは登録不可。)

[次頁も全員が必ず記入してください]

この頁は、推薦申込・一般申込、両方とも提出が必要

緊急の場合、日中（9:30～17:30）で連絡を取ることがあります。勤務先へのご連絡が支障がある場合は「2」を入力してください。その場合は、携帯電話にご連絡します。留守番電話に録音できるように設定してください。勤務先に電話しても差し支えない場合は「1」を入力してください。

22 日中勤務先連絡の可否

☒ 1

1…可 2…否

23 経年数（2022年3月31日現在）

現職経年数 年 カ月

福祉関連通算経年数 年 カ月

指定相談援助
業務経年数 年 カ月

24 本研修を知った手段

☒ 1

1…中央福祉学院HP 2…募集チラシ（郵送） 3…都道府県社協からの案内
4…市区町村社協からの案内 5…新聞・雑誌等の広告 6…メールニュース等 7…その他（ ）

25 研修案内等の送付

☐

上記住所に全国社会福祉協議会からの研修、出版物の案内送付を希望する場合は「1」
希望されない場合は「2」をご記入ください（未記入の場合は「1」とさせていただきます）。

26 手話通訳等の手配

☐

スクーリングで手話通訳等の手配が必要な方は必ずチェックしてください。

27 その他特記事項

研修受講にあたって、「車椅子を使用する」など、必要な事項について下記にご記入ください（不要な場合は空欄で結構です）。

[

]

28 本課程の受講を志望する理由（全員記入必須）（推薦申込も一般申込も記入は必要です）

志望理由は推薦申込、一般申込、両方とも
必ず記入してください

入学選考料5,100円金融機関領収書

※推薦申込の場合はこの欄は不要です。
一般申込の方のみ貼付してください。

金 融 機 関 領 収 書
貼 付 欄

入学選考料 5,100円の「金融機関領収書」をこの枠内
にのりづけで貼付してください。

推薦申込の場合は入学選考料不要です。

中央福祉学院記入欄

書類 実習 小論 推薦 実習小論

--	--	--	--	--

総合

--

記入見本

※別紙2は申込者本人が作成し、別紙3は施設・機関に作成いただきます。
 ※申告の内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しをうけます。受講中判明した場合は受講決定取消となり、履修・出席科目は全て無効となります。

別紙 2

※黒の消えないボールペンで記入してください

この用紙の各欄に記入するときは、
 黒ボールペンを使用してください
 (フリクションペンは不可)

実務経験(見込)申告書

(西暦) 2021 年 11 月 11 日

社会福祉士 全国社会福祉協議会
 中央福祉学院長様

申告者 神奈川県三浦郡葉山町
 住 所 上山口1560-44-808

氏 名 桜 咲子

私の相談援助に関する実務経験は、次の通りです。所属長等の
 証明書を添えて、申告いたします。

受講申込者本人が記入

コード	所属していた(している) 機 関 ・ 施 設 等 (法令上の種別を併記すること)	職 種 (法令上の種別を記入すること)	期 間	証 明 権 者 (別紙3の 施設・機関代表者の職名と氏名)
2632	学院町社会福祉協議会 (市町村社会福祉協議会)	相談援助を行っている専任の職員	(西暦) 2020 年 4 月 1 日 ┌ 2021 年 3 月 31 日	学院町社会福祉協議会 事務局長 勉強史郎
2011	ロフォス デイサービスセンター (指定通所介護を行う施設)	生活相談員 兼 介護職員	(西暦) 2021 年 4 月 1 日 ┌ 2022 年 3 月 31 日 (見込)	ロフォス デイサービスセンター センター長 合格史陽
			(西暦) 年 月 日 ┌ 年 月 日	
			期間合計 2 年 0 か月	

- (注) 1. 実務経験証明書(個票)別紙3の証明事項は、上記本欄の内容と一致させてください。
 2. 20ページ「入学資格について」③④に該当する方は、短期大学等卒業後の実務経験に限ります。
 3. 職種については、23～45ページを参照のうえ、該当するコード・職種を正確に記載してください。
 該当職種以外の名称を記載された場合は、入学選考の対象にできない場合があります。
 4. 証明内容を訂正する場合は二重線で消し、申告者の印を押印してください。
 なお、修正液による訂正や訂正印がない場合は認められません。
 5. 社会福祉主事通信課程の修了後の相談援助業務を記入します。
主事修了前、履修前はカウントできません。

記入見本

※申告の内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しをうけます。受講中判明した場合は受講決定取消となり、履修・出席科目は全て無効となります。

別紙 3 施設・機関職員用

※黒の消えないボールペンで記入してください

この用紙の各欄に記入するときは、黒ボールペンを使用してください
(フリクションペンは不可)

実務経験（見込）証明書（個票）

(西暦) 2021 年 11月 11日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様

施設・機関の所在地及び名称	〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44		
代表者氏名 (役職・氏名)	社会福祉法人桜咲蔵記念会 ロフォスデイサービスセンター センター長 合格史陽		
電話番号	046-858-1355		
証明書作成者	所属・役職等 庶務課長	氏 名 人事 尽郎	認 印 

見込みの場合、こちらに
チェックを入れてください

相談援助の業務

☐ 従事した
☒ 従事する見込みである

ことを証明します。

ふりがな	さくら さくこ	生 年 月 日
氏 名	桜 咲子	西暦 1988年 8月 8日生
施設・機関の名称	ロフォスデイサービスセンター	
施設(事業)等種類 (法令上の種別)	指定通所介護を行う施設	コード
職 種 (法令上の職種)	生活指導員 兼 介護職員	2 2 2 1
従 業 期 間	(西暦) 2021 年 4 月 1日から (西暦) 2022 年 3 月 31日まで 本学院入学申込時に、入学・実習免除に必要な従業期間に満たない方は、2022年3月末日までで必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください(1日でも不足する場合は、入学・実習免除要件として認められません)。	
雇 用 形 態 (いずれかに○をつける)	1.常勤職員	②.非常勤職員 非常勤職員の場合70ページの 非常勤就労時間証明書が必要です。

- (注) 1. 職種については、23～45ページを参照のうえ、該当するコード・職種を正確に記載してください。
該当する以外の名称を記載された場合は、入学選考の対象にできないことがあります。
2. 証明内容を訂正する場合は二重線で消し、代表者の職印(証明印)で訂正印を押してください。
修正液での訂正、訂正印がない場合は、証明書として無効ですので注意してください。
3. 本証明書(個票)が複数必要な場合、記入前にコピーをして使用してください。
4. 社会福祉主事通信課程修了後の相談援助業務を記入します。
主事修了前、履修前はカウントできません。

記入見本

※申告の内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しをうけます。受講中判明した場合は受講決定取消となり、履修・出席科目は全て無効となります。

別紙 3 市（区）町村社会福祉協議会職員用

この用紙の各欄に記入するときは、黒ボールペンを使用してください
(フリクションペンは不可)

※ 市（区）町村社会福祉協議会が経営（運営）する施設・機関に勤務する方は、施設・機関職員用で実務経験の証明を受けてください。

実務経験（見込）証明書（個票）

(西暦) 2021 年 11 月 11 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様

施設・機関の 所在地及び名称	〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2		
代表者氏名 (役職・氏名)	学院町社会福祉協議会 事務局長 勉強 史郎		
電話番号	03-0000-□□□□		
証明書作成者	所属・役職等 人事課主任	氏 名 日比野 学	認 印 



次の者は、以下のとおり当社会福祉協議会において、専任で下記の内容の

相談援助の業務に

☒ 従事した

☐ 従事する見込みである

ことを証明します。

ふりがな	さくら さくこ		生 年 月 日
氏 名	桜 咲子		西暦 1988 年 8 月 8 日生
社会福祉協議会 の 名 称	学院町社会福祉協議会		
施設(事業)等種類	市(区)町村社会福祉協議会		
職 種 (法令上の職種)	いずれかに○をつけてください。		
	2	6	3
	1	福祉活動専門員	
	○	2	6
	3	2	相談援助業務を行っている専任の職員☆注
従 業 期 間	(西暦) 2020 年 4 月 1 日から		
	(西暦) 2021 年 3 月 31 日まで		
	本学院入学申込時に、入学・実習免除に必要な従業期間に満たない方は、2022年3月末日まで必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください(1日でも不足する場合は、入学・実習免除要件として認められません)。		
雇 用 形 態 (いずれかに○をつける)	①.常勤職員		2.非常勤職員
			非常勤職員の場合70ページの 非常勤就労時間証明書が必要です。

- (注) 1. 職種については、23～45ページを参照のうえ、該当する職種を正確に記載してください。該当する該当する以外の名称を記載された場合は、入学選考の対象にできないことがあります。
2. 証明内容を訂正する場合は二重線で消し、代表者の職印(証明印)で訂正印を押してください。修正液での訂正、訂正印がない場合は、証明書として無効ですので注意してください。
3. 本証明書(個票)が複数必要な場合、記入前にコピーをして使用してください。
- ☆注 { 主として高齢者、身体障害者、知的障害者、
精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。 }
4. 社会福祉主事通信課程修了後の相談援助業務を記入します。
主事修了前、履修前はカウントできません。

別紙 3-2 施設・機関職員／医療機関職員／市区町村社会福祉協議会職員 共通

実務経験（見込）証明書付属証明書

非常勤 就労時間証明書

●別紙 3 で、雇用形態の欄において「非常勤」に○をつけた方は、本紙を必ず添付して提出することが必要です。

(西暦) 2021 年 11 月 11 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様

施設・機関の 所在地及び名称	〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44 社会福祉法人桜咲蔵記念会 ロフォスデイサービスセンター		
代表者氏名 (役職・氏名)	センター長 合格史陽		
電話番号	046-858-1355		
証明書作成者	所属・役職等 庶務課長	氏 名 人事 尽郎	認 印

別紙 3「実務経験(見込)」証明書における氏名 桜 咲子 の相談援助実務を行っていた際の雇用形態は非常勤である。

その就労時間は (1) の通り就業規則・雇用契約等で定められていた。

なお、常勤職員の就労時間は、(2) の通り就業規則に定められているので、概ね4分の3以上の就労時間。

(1) 本人（非常勤雇用時）の1週間の就労時間	<u>35</u> 時間
(2) 常勤職員の1週間の就労時間	<u>40</u> 時間

別紙 3-3 施設・機関職員／医療機関職員／市区町村社会福祉協議会職員 共通

実務経験（見込）証明書付属証明書

主たる業務：福祉に関する相談援助の業務 証明書

●別紙 3 職種（法令上の職種）が兼務職である場合、本紙を提出することが必要です。

(西暦) 2021 年 11 月 11 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様

施設・機関の 所在地及び名称	〒240-0197		
	神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44 社会福祉法人桜咲蔵記念会 ロフォスデイサービスセンター		
代表者氏名 (役職・氏名)	センター長 合格史陽		
電話番号	046-858-1355		
証明書作成者	所属・役職等	氏 名	認 印
	庶務課長	人事 尽郎	

別紙 3「実務経験（見込）」証明書における氏名 桜 咲子 について、
相談援助実務を行っていた際の職種は兼務職であったが、主たる業務が福祉
に関する相談援助の業務であることを証明します。

所属長推薦状

(西暦) 2021年 11月 11日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様

ふりがな	さくら さくこ	性別	生 年 月 日
申込者氏名	桜 咲子	男・女	西暦1988年 8月 8日

上記の者は、全国社会福祉協議会 中央福祉学院 社会福祉士通信課程への入学を志望しております。入学者として適当と認め推薦します。

(所属先) 勤 務 先 名	社会福祉法人桜咲蔵記念会 ロフォスデイサービスセンター		
所属長の 役 職 名	センター長		
所 属 長 氏 名 ※直筆による署名	合格 史陽		ロフォス デイサービス センター長

推薦理由

本職員は、本デイサービスにおいて中心的な役割を担っています。

学院町社協での相談援助業務の経験を活かし、利用者、家族、ご近所おひとりおひとりの意見に耳を傾け、よりよい生活の実現のための相談援助活動を日々行っています。

また、日常から勉強熱心で何事にも学ぶ姿勢で臨みます。

貴学において、ソーシャルワーカーとしての知識を拡げ、スキルを高めることを希望しており、また、本課程履修に必要なスクーリングにかかる本人の休日(出張)の調整を十分に行い、勉強が滞りなく深まるよう組織として支援します。国家試験に合格し、必ず本センターや地域にその力を発揮・還元することを期待し、受講者として推薦します。

必ず申込者より職位が上席の方の推薦となります。

申込者が理事長・社長の場合、推薦申し込みはできず、一般申込(入学選考料5,100円を支払い、小論文を提出)となります。

提出前のチェックリスト表

※本チェックリスト表も提出

封入する前に、次の提出書類がそろっているかどうかチェック（☒）し、確認してください。

短期養成コース					
	社会福祉主事修了 +実務2年	福祉系大学（4年）卒業（実習免除）	福祉系大学（4年）卒業（要実習）	福祉系短大（2～3年）卒 +実務経験	実務経験
該当する要件にチェック ☒ をしてください。	(9号) ☐	(2号) ☐	(2号) ☐	(5,8号) ☐	(12号) ☐
提出前のチェックリスト表（本紙） (P.61)	あり ☐	あり ☐	あり ☐	あり ☐	あり ☐
受講準備チェックリスト (P.62)	あり ☐	あり ☐	あり ☐	あり ☐	あり ☐
別紙1 入学申込書（全2ページ） (P.64・65)	あり ☐	あり ☐	あり ☐	あり ☐	あり ☐
中央福祉学院修了の場合は修了年度と学籍番号を記入 学籍番号 B - 学籍番号不明の場合は記入不要です 中央福祉学院修了の場合は、修了証明書の提出は不要	・昭和 ・平成 ・令和 年度				
社会福祉主事養成機関の修了証明書 (中央福祉学院以外の養成機関修了者のみ)	あり ☐				
出身大学・短期大学の卒業（見込）証明書		あり ☐	あり ☐	あり ☐	
基礎科目履修証明書		あり ☐	あり ☐	あり ☐	
別紙2 実務経験申告書 (P.66)	あり ☐	あり ☐		あり ☐	あり ☐
別紙3 実務経験証明書（個票） (P.67・68・69)	あり ☐	あり ☐		あり ☐	あり ☐
別紙3-2 （証明期間中非常勤であった場合） 非常勤就労時間証明書 (P.70)	あり ☐	あり ☐		あり ☐	あり ☐
別紙3-3 （証明期間中兼務職であった場合） 主たる業務：福祉に関する相談援助の業務 証明 (P.71)	あり ☐	あり ☐		あり ☐	あり ☐
別紙6 実習小論文課題と用紙 (P.75～82)			あり ☐		
別紙4 所属長推薦状 ※推薦申込の場合に必要 (P.72)	あり ☐	あり ☐	あり ☐	あり ☐	あり ☐
別紙5 小論文課題と用紙 ※一般申込の場合に必要 (P.73～74)	あり ☐	あり ☐	あり ☐	あり ☐	あり ☐

《 必須 》 受講準備チェックリスト

受講申込にあたり、下記準備事項等について内容をご確認のうえ、□にチェックを記入し、ご署名のうえ、他の申込関係書類とともにご提出ください。

(受講申込にあたり、全てのチェックの記入、ご署名および本用紙の提出は必須です)

☐ 本課程受講にあたり、以下の準備が必要であることを確認しました

(必須参加のオリエンテーションおよびコロナ再拡大時のオンラインスクーリング受講のための準備)

- ・オンライン受講用のパソコンの用意(マイク・カメラ内蔵または外付けでの確保、タブレット・スマートフォンでの受講は不可)
- ・通信量無制限の定額プランなど、通信量や料金を気にせず使用できる通信環境の用意
- ・パソコンへのZoomアプリのインストール
- ・Zoomミーティング参加にあたっての操作内容の確認・練習
- ・オンライン受講にあたり本学院との連絡で使用可能なメールアドレスの用意
(使用不可のメールアドレス：@docomo、@ezwebなどのキャリアメールや、@outlook.jp、@outlook.com、@hotmail.com、@live.jp)
※ Gmail など、スマートフォンとパソコンの両方で利用できるメールアドレスの登録をお勧めします。

☐ 専門実践教育訓練給付金に関する以下の事項を確認しました。

- ・自分自身が専門実践教育訓練給付金の支給の対象となるか否か
(詳細は、本受講案内のP.15参照)
- ・(専門実践教育訓練給付金の支給を希望する場合)
支給資格の有無について詳細は、必ずハローワークで確認が必要であること
- ・(専門実践教育訓練給付金の支給を希望する場合)
2022年3月15日までにハローワークで事前申請(キャリアコンサルティングを含む)を完了しなければならないこと

以上について確認しました。

ご署名(自署)

中央福祉学院宛 申込書送付用封筒表紙

切りとり線で切りとって、角型 2 号の封筒に貼付してください。

必要金額の
切手を貼付
してください

〒 2 4 0 - 0 1 9 7

神奈川県三浦郡
葉山町上山口1560-44

中央福祉学院
社会福祉士通信課程
短期養成コース 行

簡
易
書
留

差出人

氏名

郵便番号

住所

2022年度 社会福祉士通信課程短期養成コース 入学申込書

(西暦) 年 月 日現在

白抜き部分は任意記入です。それ以外の項目はすべてご記入ください。任意の項目以外で記入のない場合申込みは無効となります。

0 面接授業希望会場

第1希望

第2希望

1…東京A (5/21~22、6/18~19、7/2~3)
2…東京B (5/28~29、6/25~26、7/9~10)
3…神戸 (5/14~15、6/11~12、7/23~24)
4…葉山A (4/22~24、7/16~18)
5…葉山B (6/3~5、8/5~7)

1 入学希望者氏名(カナ) 姓

2 入学希望者氏名(漢字)

3 入学希望者旧姓(漢字) 姓

旧姓で記載された添付書類(卒業証明書等)がある場合のみご記入ください

4 生年月日・性別

 年 月 日西暦で記入 1…男 2…女

5 自宅住所

 〒 - 都・道 府・県

6 自宅電話番号

 - -

7 自宅FAX番号

 - -

8 携帯電話番号

 - - (メールアドレスは必須。@docomo、@ezweb、@i.softbankなど
携帯メール、@outlook.jp、@outlook.com、@hotmail.com、
@live.jpは登録不可。)

9 メールアドレス(必須)

 @

10 最終学歴

 1…大学院修了 2…4年生大学卒業 3…3年生短大卒業 4…2年生短大卒業
5…専門学校卒業 6…高校卒業 7…中学卒業 9…その他 ⇨ ()

11 取得済資格等

 P52の番号表4をご覧になり、すでに取得した資格の数字を左記にお書きください。

12 勤務先経営区分

 1…民営 2…公立 3…公営

13 勤務先法人名

 法人区分 (P51番号表1参照) 法人名

14 勤務先名

15 勤務先部署名

16 勤務先種別

 P51の番号表2をご覧ください。その他の場合具体的に⇨ ()

17 職種

 P52の番号表3をご覧ください。その他の場合具体的に⇨ ()

18 勤務形態

 1…常勤 2…非常勤 ⇨ 非常勤の場合週あたりの勤務時間 時間

19 勤務先所在地

 〒 - 都・道 府・県

20 勤務先電話番号

 - -

21 勤務先FAX番号

 - -

[次頁も全員が必ず記入してください]

〔この頁も全員が必ず記入してください〕

緊急の場合、日中（9:30～17:30）ご連絡を取ることがあります。勤務先へのご連絡が支障がある場合は「2」を入力してください。
その場合は、携帯電話にご連絡します。留守番電話に録音できるように設定してください。勤務先に電話しても差し支えない場合は「1」を入力してください。

22 日中勤務先連絡の可否

☐

1…可 2…否

23 経年数（2022年3月31日現在）

現職経年数

年

ヵ月

福祉関連通算経年数

年

ヵ月

指定相談援助
業務経年数

年

ヵ月

24 本研修を知った手段

☐

1…中央福祉学院HP 2…募集チラシ（郵送） 3…都道府県社協からの案内
4…市区町村社協からの案内 5…新聞・雑誌等の広告 6…メールニュース等 7…その他⇒（ ）

25 研修案内等の送付

☐

上記住所に全国社会福祉協議会からの研修、出版物の案内送付を希望する場合は「1」
希望されない場合は「2」をご記入ください（未記入の場合は「1」とさせていただきます）。

26 手話通訳等の手配

☐

スクーリングで手話通訳等の手配が必要な方は必ずチェックしてください。

27 その他特記事項

研修受講にあたって、「車椅子を使用する」など、必要な事項について下記にご記入ください（不要な場合は空欄で結構です）。

〔

〕

28 本課程の受講を志望する理由（全員記入必須）（推薦申込み一般申込み記入は必要です）

入学選考料5,100円金融機関領収書

※推薦申込の場合はこの欄は不要です。
一般申込の方のみ貼付してください。

金 融 機 関 領 収 書
貼 付 欄

入学選考料 5,100円の「金融機関領収書」をこの枠内
にのりづけで貼付してください。

推薦申込の場合は入学選考料不要です。

中央福祉学院記入欄

書類 実習 小論 推薦 実習小論

--	--	--	--	--

総合

--

※別紙2は申込者本人が作成し、別紙3は施設・機関に作成いただきます。

※申告の内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しをうけます。受講中判明した場合は受講決定取消となり、履修・出席科目は全て無効となります。

別紙 2

この用紙の各欄に記入するときは、黒ボールペンを使用してください
(フリクションペンは不可)

実務経験（見込）申告書

(西暦) 年 月 日

社会福祉士 全国社会福祉協議会
中央福祉学院 院長様

申告者
住 所

氏 名

印

私の相談援助に関する実務経験は、次の通りですので、所属長等の
証明書を添えて、申告いたします。

コード	所属していた(している) 機 関 ・ 施 設 等 (法令上の種別を併記すること)	職 種 (法令上の種別を記入すること)	期 間 (西暦) 年 月 日 ～ 年 月 日	証 明 権 者 (別紙3の 施設・機関代表者の職名と氏名)
			(西暦) 年 月 日 ～ 年 月 日	
			(西暦) 年 月 日 ～ 年 月 日	
			(西暦) 年 月 日 ～ 年 月 日	
			期間合計 年 か月	

- (注) 1. 実務経験証明書(個票)別紙3の証明事項は、上記本欄の内容と一致させてください。
2. 20ページ「入学資格について」③④に該当する方は、短期大学等卒業後の実務経験に限ります。
3. 職種については、23～45ページを参照のうえ、該当するコード・職種を正確に記載してください。
該当職種以外の名称を記載された場合は、入学選考の対象にできない場合があります。
4. 証明内容を訂正する場合は二重線で消し、申告者の印を押印してください。
なお、修正液による訂正や訂正印がない場合は認められません。
5. 社会福祉主事通信課程の修了後の相談援助業務を記入します。
主事修了前、履修前はカウントできません。

※申告の内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しをうけます。受講中判明した場合は受講決定取消となり、履修・出席科目は全て無効となります。

別紙 3 施設・機関職員用

この用紙の各欄に記入するときは、
黒ボールペンを使用してください
(フリクションペンは不可)

実務経験（見込）証明書（個票）

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様

施設・機関の 所在地及び名称	〒			-					
代表者氏名 (役職・氏名)	証明印								
電話番号									
証明書作成者	所属・役職等			氏 名			認 印		
							印		

次の者は、以下のとおり当施設・機関において、

相談援助の業務に

☐ 従事した

☐ 従事する見込みである

ことを証明します。

ふりがな			生 年 月 日
氏 名			西暦 年 月 日生
施設・機関 の 名 称			
施設(事業)等種類 (法令上の種別)			コード
職 種 (法令上の職種)			
従 業 期 間	(西暦) 年 月 日から		
	(西暦) 年 月 日まで		
	本学院入学申込時に、入学・実習免除に必要な従業期間に満たない方は、2022年3月末日までで必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください(1日でも不足する場合は、入学・実習免除要件として認められません)。		
雇 用 形 態 (いずれかに○をつける)	1.常勤職員		2.非常勤職員 非常勤職員の場合70ページの 非常勤就労時間証明書が必要です。

- (注) 1. 職種については、23～45ページを参照のうえ、該当するコード・職種を正確に記載してください。
該当する以外の名称を記載された場合は、入学選考の対象にできないことがあります。
2. 証明内容を訂正する場合は二重線で消し、代表者の職印(証明印)で訂正印を押してください。
修正液での訂正、訂正印がない場合は、証明書として無効ですので注意してください。
3. 本証明書(個票)が複数必要な場合、記入前にコピーをして使用してください。
4. 社会福祉主事通信課程修了後の相談援助業務を記入します。
主事修了前、履修前はカウントできません。

※申告の内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しをうけます。受講中判明した場合は受講決定取消となり、履修・出席科目は全て無効となります。

別紙 3 医療機関職員用

この用紙の各欄に記入するときは、
黒ボールペンを使用してください
(フリクションペンは不可)

実務経験（見込）証明書（個票）

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様

施設・機関の 所在地及び名称	〒 -		
代表者氏名 (役職・氏名)	証明印		
電話番号			
証明書作成者	所属・役職等	氏 名	認 印
			印

次の者は、以下のとおり当医療機関において、専任で下記のアからエまでの

相談援助の業務に

☐ 従事した

☐ 従事する見込みである

ことを証明します。

業 務 内 容 (アからエまでのすべての相談援助業務を行っている専任の職員)

- ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

ふりがな	生 年 月 日		
氏 名	西暦 年 月 日生		
医療機関の名称			
医療機関種類	☐ 病 院	☐ 診療所	
職 種 (法令上の職種)			
従 業 期 間	(西暦) 年 月 日から		
	(西暦) 年 月 日まで		
	本学院入学申込時に、入学・実習免除に必要な従業期間に満たない方は、2022年3月末日まで必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、入学・実習免除要件として認められません）。		
雇 用 形 態 (いずれかに○をつける)	1. 常勤職員		2. 非常勤職員
			非常勤職員の場合70ページの 非常勤就労時間証明書が必要です。

- (注) 1. 職種については、23～45ページを参照のうえ、該当する職種を正確に記載してください。
 該当する以外の名称を記載された場合は、入学選考の対象にできないことがあります。
 2. 証明内容を訂正する場合は二重線で消し、代表者の職印（証明印）で訂正印を押してください。
 修正液での訂正、訂正印がない場合は、証明書として無効ですので注意してください。
 3. 本証明書（個票）が複数必要な場合、記入前にコピーをして使用してください。
 4. 社会福祉主事通信課程修了後の相談援助業務を記入します。
 主事修了前、履修前はカウントできません。

※申告の内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しをうけます。受講中判明した場合は受講決定取消となり、履修・出席科目は全て無効となります。

別紙 3 市（区）町村社会福祉協議会職員用

この用紙の各欄に記入するときは、
黒ボールペンを使用してください
(フリクションペンは不可)

※ 市（区）町村社会福祉協議会が経営（運営）する施設・機関に勤務する方は、（施設・機関職員用）で実務経験の証明を受けてください。

実務経験（見込）証明書（個票）

（西暦） 年 月 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様

施設・機関の 所在地及び名称	〒			-					
代 表 者 氏 名 (役職・氏名)	証明印								
電 話 番 号									
証 明 書 作 成 者	所属・役職等			氏 名			認 印		
							印		

次の者は、以下のとおり当社会福祉協議会において、専任で下記の内容の

相談援助の業務に

☐ 従事した

☐ 従事する見込みである

ことを証明します。

ふ り が な					生 年 月 日
氏 名					西暦 年 月 日生
社会福祉協議会 の 名 称					
施設(事業)等種類	市(区)町村社会福祉協議会				
職 種 (法令上の職種)	いずれかに○をつけてください。				
	2	6	3	1	福祉活動専門員
	2	6	3	2	相談援助業務を行っている専任の職員☆注
従 業 期 間	(西暦) 年 月 日から				
	(西暦) 年 月 日まで				
	本学院入学申込時に、入学・実習免除に必要な従業期間に満たない方は、2022年3月末日までで必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、入学・実習免除要件として認められません）。				
雇 用 形 態 (いずれかに○をつける)	1.常勤職員				2.非常勤職員
					非常勤職員の場合70ページの 非常勤就労時間証明書が必要です。

(注) 1. 職種については、23～45ページを参照のうえ、該当する職種を正確に記載してください。該当する該当する以外の名称を記載された場合は、入学選考の対象にできないことがあります。

2. 証明内容を訂正する場合は二重線で消し、代表者の職印（証明印）で訂正印を押してください。修正液での訂正、訂正印がない場合は、証明書として無効ですので注意してください。

3. 本証明書（個票）が複数必要な場合、記入前にコピーをして使用してください。

☆注 { 主として高齢者、身体障害者、知的障害者、
精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。 }

4. 社会福祉主事通信課程修了後の相談援助業務を記入します。
主事修了前、履修前はカウントできません。

実務経験（見込）証明書付属証明書

非常勤 就労時間証明書

●別紙 3 で、雇用形態の欄において「非常勤」に○をつけた方は、本紙を必ず添付して提出することが必要です。

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様

施設・機関の 所在地及び名称	〒			-					
	証明印								
代表者氏名 (役職・氏名)									
電話番号									
証明書作成者	所属・役職等			氏 名			認 印		
							印		

別紙 3 「実務経験(見込)」証明書における氏名 の相談援助実務を行っていた際の雇用形態は非常勤である。

その就労時間は (1) の通り就業規則・雇用契約等で定められていた。

なお、常勤職員の就労時間は、(2) の通り就業規則に定められているので、概ね4分の3以上の就労時間。

(1) 本人（非常勤雇用時）の1週間の就労時間	_____ 時間
(2) 常勤職員の1週間の就労時間	_____ 時間

実務経験（見込）証明書付属証明書

主たる業務：福祉に関する相談援助の業務 証明書

●別紙 3 職種（法令上の職種）が兼務職である場合、本紙を提出することが必要です。

（西暦） 年 月 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様

施設・機関の 所在地及び名称	〒			-					
	証明印								
代 表 者 氏 名 （役職・氏名）									
電 話 番 号									
証 明 書 作 成 者	所 属 ・ 役 職 等			氏 名			認 印		
							印		

別紙 3「実務経験（見込）」証明書における氏名 について、
相談援助実務を行っていた際の職種は兼務職であったが、主たる業務が福祉
に関する相談援助の業務であることを証明します。

所属長推薦状

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様

ふりがな		性別	生 年 月 日
申込者氏名		男・女	西暦 年 月 日

上記の者は、全国社会福祉協議会 中央福祉学院 社会福祉士通信課程への入学を
志望しております。入学者として適当と認め推薦します。

(所属先) 勤 務 先 名			
所属長の 役 職 名			
所 属 長 氏 名 ※直筆による署名			公印

推薦理由

必ず申込者より職位が上席の方の推薦となります。
申込者が理事長・社長の場合、推薦申し込みはできず、一般申込（入学選考料5,100円を支払い、
小論文を提出）となります。

2022年度 社会福祉士通信課程短期養成コース

小論文課題と用紙

氏 名		生年月日	(西暦) 年 月 日生
-----	--	------	-------------

下記の課題について、400字以内で論述してください。

なお、論述にあたっては、本入学案内の1ページをよく読んでください。

※黒ボールペンで記入のこと。鉛筆での記入は認められません。

※フォーマットは、中央福祉学院ホームページ（<http://www.gakuin.gr.jp>）からダウンロードすることができます。

課題

「社会福祉士資格取得後、誰に（どこに）、どのような支援をしたいと考えているのか具体的に論述しなさい。」

[illegible]

20×20

2022年度 社会福祉士通信課程短期養成コース

実習小論文課題と用紙（実習要履修者）

氏 名		生年月日	(西暦) 年 月 日生
-----	--	------	----------------

下記の課題について2,400字以上2,800字以内で論述してください。

※黒ボールペンで記入のこと。鉛筆での記入は認められません。

※フォーマットは、中央福祉学院ホームページ（<http://www.gakuin.gr.jp>）からダウンロードすることができます。

課題

「社会福祉士の相談援助実習の目標の全体像について説明したうえで、ご自身が取り組むべき課題についてあなたの考えを論述しなさい。」

神奈川県指定社会福祉士短期養成施設
専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座



ロフォス湘南

第9期

社会福祉士通信課程

短期養成コース

社会福祉法人
全国社会福祉協議会 中央福祉学院

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44
TEL.046-858-1355 FAX.046-858-1356
E-mail : gakuin-shafukushi@shakyo.or.jp

<http://www.gakuin.gr.jp/>

